

第五十回帝國議會

## 輸出組合法案(政府提出)外一件(輸出組合法案(政府提出)重要輸出組合法案(政府提出))委員會議錄(速記)第一回

委員會成立  
本委員ハ大正十四年二月五日(木曜日)  
議長ノ指名ヲ以テ左ノ通り選定セラレ  
タリ

高木益太郎君 大濱忠三郎君  
一柳仲次郎君 飯塚春太郎君  
佐竹 庄七君 松井 郡治君  
荒井 建三君 前田房之助君  
金光 庸夫君 津崎 尚武君  
吉村 伊助君 田中 定吉君  
山口 義一君 加藤 知正君  
濱口吉兵衛君 堤 清六君  
武藤 嘉門君 土井 権大君  
同月六日(金曜日)午前十時十五分委員  
長理事互選ノ爲各委員參集ス其ノ氏名  
左ノ如シ

出席委員左ノ如シ  
委員長 高木益太郎君  
理事 堤 清六君  
理事 山口 義一君  
一柳仲次郎君 飯塚春太郎君  
理事 土井 権大君  
同月六日(金曜日)午後二時  
二十分開議  
大正十四年二月九日(月曜日)午後二時

輸出組合法案、此二案ニ付キマシテハ  
先般本會議ニ於テ農商務大臣ヨリ大體  
ノ御説明ヲ致シマシタガ、尙ホ附加ヘ  
マシテ御質問ニ先ダツテ、此二案ノ必要  
ナル所以ヲ一應申上ゲタ方ガ御便宜デ  
ハナイカト思フノデアリマス、我國ノ  
工業ノ狀態ヲ見マスルト云フト、大規  
模ノ工業ト云フモノハ非常ニ少イノデ  
アリマシテ、大部分ハ所謂中小工業ニ  
ノアリマスルト云フト、五人以上ノ職工  
ヲ使ツテ居リマスル工場ハ、先ヅ五萬其  
中デ五十人以下ノ工場ガ四萬五千二百  
ヲ占メテ居ル、五百人以上ノ工場ト云  
フノハ僅ニ四百五十シカ無イノデアリ  
マス、百人以下ノ工場ガ四萬八千デア  
リマシテ、總數ノ九割マデハ百人以下

ノ補闕トシテ栗延敬太郎君ヲ同月九日  
委員前田房之助君吉村伊助君辭任ニ付  
其ノ補闕トシテ長峰與一君伊坂秀五郎  
君ヲ孰レモ議長ニ於テ選定セリ  
出席政府委員左ノ如シ  
農商務政務次官 三土 忠造君  
農商務參與官 堀切善兵衛君  
農商務書記官 戸田 保忠君  
○高木投票管理者ハ委員長及理事ノ互  
選ヲ行フヘキ旨ヲ宣告ス  
○山口委員ハ投票ヲ用キス高木益太郎  
君ヲ委員長ニ推薦シ理事ハ其ノ數ヲ三  
名トシ委員長ノ指名ニ一任スヘシトノ  
意見ヲ提出ス

○高木投票管理者ハ山口君ノ意見ニ異  
議ナキヲ認メ高木益太郎君ハ委員長ニ  
當選シタル旨ヲ宣告ス  
○高木委員長ハ山口義一君堤清六君土  
于時午前十時三十五分  
會 議  
大正十四年二月九日(月曜日)午後二時  
二十分開議  
出席委員左ノ如シ  
委員長 高木益太郎君  
理事 堤 清六君  
理事 山口 義一君  
一柳仲次郎君 飯塚春太郎君  
理事 土井 権大君  
同月七日委員大濱忠三郎君辭任ニ付其  
ノ補闕トシテ長峰與一君伊坂秀五郎  
君ヲ孰レモ議長ニ於テ選定セリ  
出席政府委員左ノ如シ  
農商務政務次官 三土 忠造君  
農商務參與官 堀切善兵衛君  
農商務書記官 戸田 保忠君  
ト云フヤウナ近代工業ノ機械ヲ全然用

キテ居リマセヌモノガ一萬三千五百ア  
リマス、即チ五人以上ノ工場五萬ノ中  
デ、電動機原動機等ヲ用キテ居ラヌモ  
ノガ一萬三千五百デアルカラ、二割八  
分マデハサウ云フ極ク幼稚ナモノデア  
シテ居ルカラシテ、大體ニ付テ説明ヲ  
セラル、コトニナツテ居リマス  
○三土政府委員 本委員會ニ付託サレ  
マシタル重要輸出品工業組合法案、並  
セラル、コトニナツテ居リマス  
輸出組合法案、此二案ニ付キマシテハ  
先般本會議ニ於テ農商務大臣ヨリ大體  
ノ御説明ヲ致シマシタガ、尙ホ附加ヘ  
マシテ御質問ニ先ダツテ、此二案ノ必要  
ナル所以ヲ一應申上ゲタ方ガ御便宜デ  
ハナイカト思フノデアリマス、我國ノ  
工業ノ狀態ヲ見マスルト云フト、大規  
模ノ工業ト云フモノハ非常ニ少イノデ  
アリマシテ、大部分ハ所謂中小工業ニ  
ノアリマスルト云フト、五人以上ノ職工  
ヲ使ツテ居リマスル工場ハ、先ヅ五萬其  
中デ五十人以下ノ工場ガ四萬五千二百  
ヲ占メテ居ル、五百人以上ノ工場ト云  
フノハ僅ニ四百五十シカ無イノデアリ  
マス、百人以下ノ工場ガ四萬八千デア  
リマシテ、總數ノ九割マデハ百人以下

リマス、其中原動機トカ、又電動機

ヲ今マデ製造シテ居ラタ者ノ處ニ持ツテ

來テ問屋ガ製造セシムル、之ガ爲ニ粗製濫

造ノ弊ニ陥リマス、無益ノ競争ヲシテ、品物ヲ賣崩スト云フコトニナッテ居ルノデアリマス、最近十數年間ノ各工業ニ付テノ盛衰興亡ノ跡ヲ見テモ、非常ニ有望デアツタモノガ互ニ競争ヲシタ結果賣崩シテシマツテ、今日ハ氣息奄々タルモノガ多イノデアリマス、ソレカラ又互ニ固執致シテ競争シテ居リマス爲ニ、資金ノ關係ニ於テモ洵ニ貧弱デアツテ、多クハ問屋ニ依リテ、資金ヲ融通セラレテ、サウシテ注文サレテ製造スルニ過ギナイ、斯云フコトガ、我國ノ工業品ガ海外ニ於テ折角開拓シタル市場ヲ失ヒ、粗製濫造ノ譏ヲ蒙ツテ、微々トシテ振ハヌ所以デアリマス、此病根ヲ根絶致シタイト云フノガ、重要輸出品工業組合法案ヲ制定致サウト云フ所以デアリマス、是マデ同業組合等ガアリマシテ、互ニ或ル品物ノ検査等ヲヤッテ居リマスケレドモ、消極的ノモノデアリマシテ、ドウシテモ今少シク製造工程ニ立入ツテ共同施設ヲヤルト云フコトデナケレバ、製品ノ改良、價格ノ低廉、市場ノ開拓ト云フコトハムツカシイノデアリマス、斯ノ如クシテ造上ダマシタ物ヲ立入テ共同ノ効キヲサ、ウト云フノデアリマス、海外ニ輸出致シマスニ、輸出商人ノ状況ヲ見マスルト云フト、資金貧弱ナル輸出商人ガ大勢居リマシテ、ソレガ資金ノ關係等カラシテ、互ニ競争シテ海外市場デ賣崩スノデアリマス、是亦無

益ノ競争ヲ避ケテ、御互ノ間に統制ヲ保ッテ、連絡共同シテ海外ノ市場ニ向ハシムルト云フヤウナ必要ガアルノデアリマス、斯様致シマスナラバ、第一共同一致致シマスル爲ニ、資金ノ融通モ受ケ易クナルシ、無益ノ競争ガ避ケラレマス、尙ホ更ニ重要輸出品工業組合デ造ツタ物ハ、ソレヲ検査濟ニシテ海外市場ヘ出シテ立派ナ輸出品トスル、サウ云フ輸出品ニ對シマシテハ、其地方ニ於テ仕向先ニ對シテ爲替手形等ニ付キマシテモ格別ナ援助ヲ與ヘル、安イ金利デ長期ノ爲替ヲ融通スル、斯ウ云フモノニ向ツテ援助ヲ致サウト云フ方針デアリマス、此二ツノ組合ガ相俟ツテ、始メテ我國ノ輸出品ニ對シテ根本的ノ改善ヲ加ヘルト云フ考デアリマスカラ、此二案ヲ提案シタ次第デアリマス、大體左様ナ趣旨デアリマスガ、尙ホ御質問所ヲ申上ゲタイト思ヒマス

○高木委員長 ソレデハ是カラ御質疑ヲ願ヒタイガ、何分條文ガ非常ニ多クアリマシテ、準用條文マデ入レマスルト、ドウシテモ二百箇條以上ニナルヤウデアリマス、或ハ御許議ノ模様デ、逐條ニ付テ御審議ヲ煩スコトニシマスガ、先づ大體ニ付テ御審議ヲ願ヒマス、ソレニ付テハ御發言ノ際ニ甚ダ恐縮デゴザイマスガ、御尊名ヲ御告ゲヲ願ヒタイト思ヒマス、先づ津崎君ノ御發言

○津崎委員 色々細カク御聽シタイ事モアルノデアリマスガ、ソレハ只今委員長ノ御宣言モアリマシタノデ、又他ノ委員諸君モ御質問ガアラウト思ヒマスカラ、細カイ事ハ後ニ譲リマシテ、大體ニ輸出組合ヲ作リ、輸出工業品組合ヲ造ツタ物置キタイ事ハ、斯ウ云フ組合ヲ作ツテ貿易ノ振興ヲ圖ツテ、ソレニ要ナリト思ツテ居リマス、之ニ付キマシテ御尋シテ置キタイ事ハ、斯ウ云フ組合ヲ作ツテ貿易ノ振興ヲ圖ツテ、ソレニ付テ政府當局者ト致シマシテハ、貿易ニ向ツテ援助ヲ致サウト云フ方針デアリマス、此二ツノ組合ガ相俟ツテ、始メテ我國ノ輸出品ニ對シテ根本的ノ改善ヲ加ヘルト云フ考デアリマスカラ、此二案ヲ提案シタ次第デアリマス、大體左様ナ趣旨デアリマスガ、尙ホ御質問所ヲ申上ゲタイト思ヒマス

○高木委員長 ソレデハ是カラ御質疑ヲ願ヒタイガ、何分條文ガ非常ニ多クアリマシテ、準用條文マデ入レマスルト、ドウシテモ二百箇條以上ニナルヤウデアリマス、或ハ御許議ノ模様デ、逐條ニ付テ御審議ヲ煩スコトニシマスガ、先づ大體ニ付テ御審議ヲ願ヒマス、ソレニ付テハ御發言ノ際ニ甚ダ恐縮デゴザイマスガ、御尊名ヲ御告ゲヲ願ヒタイト思ヒマス、先づ津崎君ノ御發言

○津崎委員 只今ノ御説ニ依リマスト本案ハ本邦ニ於ケル輸出工業ノ大キナ方ニ向ツテハ別ニ考慮シテ居リ、又ヤツテ居ル事ガアルノデ、此案ハ中小工業農商務大臣カラ御答致シタガ宜カラウト思ヒマス

○津崎委員 只今ノ御説ニ依リマスト本案ハ本邦ニ於ケル輸出工業ノ大キナ方ニ向ツテハ別ニ考慮シテ居リ、又ヤツテ居ル事ガアルノデ、此案ハ中小工業ニ對シテ適用スルコトヲ目的トシテヤツテ居ルノデアル、斯ウ云フ風ニ諒解シテ宜シウゴザイマスカ

○三土政府委員 此輸出工業ノ方デアリマスガ、工業ノ方ハ主トシテ中小工業ト考ヘテ居リマス、ソレカラ輸出貿易ノ方モ、是ハ批フ品ト云フヨリハ、矢張主トシテ大ナル資本家ハ餘リ這入ルコトハ期待シテ居リマス、資本ノ稍々薄弱ト云ハレル方ノ者ガ主ニ這入テ行ク、又其邊ニ弊害ガ多イノデアルカラ、ソレヲ矯正シテ行キタイト思ッテ居リマス

○津崎委員 サウシマスルト過日ノ本

會議ニ於テモ、今ノ質問ニ對シテ農商務大臣ノ御答辯ガアッタノデアリマス

ガ、日本ノ輸出ノ大宗ハ何ト云ッテモ生絲デアル、之ニ付キマシテハ生絲竝ニ

絹織物、其他ノ關係ニ於テ八億數千萬圓ノ輸出ニナッテ居ル、斯ウ云フ物ニ付キ

マシテハ色ニナ問題ガ起ル毎ニ、其時ニ

方策ハ講ゼラレテ居リマスルケレドモ、今日

大切ナ事デアリマスルケレドモ、今日

ノ如ク極メテ輸出入ノ均衡ヲ得ズシテ、

輸入超過ノ甚シイ狀態ヲ改ヌテ行クト

云フコトガ、國家ノ爲ニ必要ナ時ニ當

策ヲ講ジテ、假ニ其一割ノ輸出ノ獎勵ヲ

リマシテハ、此輸出貿易ノ大宗デアル

所ノ生絲ノ如キニ付テハ、何等カノ方

策ヲ講ジテ、假ニ其一割ノ輸出ノ獎勵ヲ

ルト云フヤウナ關係ニナリマスルノデ、

中小工業ノ保護獎勵ト共ニ、斯ウ云フ

易ノ方モ、是ハ批フ品ト云フヨリハ、矢張主トシテ大ナル資本家ハ餘リ這入ルコトハ期待シテ居リマス、資本ノ稍々薄弱ト云ハレル方ノ者ガ主ニ這入テ行ク、又其邊ニ弊害ガ多イノデアルカラ、ソレヲ矯正シテ行キタイト思ッテ居リマス

○津崎委員

サウシマスルト過日ノ本

會議ニ於テモ、今ノ質問ニ對シテ農商

務大臣ノ御答辯ガアッタノデアリマス

ガ、日本ノ輸出ノ大宗ハ何ト云ッテモ生

絲デアル、之ニ付キマシテハ生絲竝ニ

絹織物、其他ノ關係ニ於テ八億數千萬圓

ノ輸出ニナッテ居ル、斯ウ云フ物ニ付キ

マシテハ色ニナ問題ガ起ル毎ニ、其時ニ

方策ハ講ゼラレテ居リマスルケレドモ、今日

大切ナ事デアリマスルケレドモ、今日

ノ如ク極メテ輸出入ノ均衡ヲ得ズシテ、

輸入超過ノ甚シイ狀態ヲ改ヌテ行クト

云フコトガ、國家ノ爲ニ必要ナ時ニ當

策ヲ講ジテ、假ニ其一割ノ輸出ノ獎勵ヲ

リマシテモ、一億近イ輸出ガ増加ス

ルト云フヤウナ關係ニナリマスルノデ、

中小工業ノ保護獎勵ト共ニ、斯ウ云フ

方面ニ此場合ニ政府トシテ御施設ニナッテ居ルカドウカ、生絲問題ニ付テ只今ノ状態デ當分放任セラル、ノデアルカ、ソレモ何カ此物ニ付キマシテ、輸出組合法、工業組合法ヲ御制定ニナラウト

○三土政府委員 我國ノ貿易ノ大宗タル生絲ニ付キマシテハ、是ハ最モ力ヲ用ヒナケレバナラヌ問題デアリマシテ、今回ニ限ラズ斷エズ力ヲ用キテ居ルノデアリマスガ、政府ノ見ル所ニ於キマシテハ、此輸出生絲ノ上ニ於キマシテ何ヲ考慮センケレバナラヌカト申シマスルト、亞米利加ノ商人ナドノ注文ヲ聽キマシテモ同様デアリマスガ、價格ノ暴騰暴落ヲ防イデ、絲價ノ變動ヲ少ナカラシムルト云フコトガ根本方策デナケレバナラヌ、モウ一つハ品質ノ改善

ノ暴騰暴落ヲ防イデ、絲價ノ變動ヲ少ナカラシムルト云フコトガ根本方策デナケレバナラヌ、モウ一つハ品質ノ改善マスト、隨テ製絲家ハ資金ガ一時ニ要リマセヌカラ、惡イ不健全ナ取引ヲ止メサセマスト、隨テ製絲家ハ資金ガ一時ニ要リマセヌカラ、製絲致シマシタル絲ヲ賣ッテカラ資金ヲ得テ、又繭ヲ買フト云フ風ニ、大體ヤツテ行カナケレバナラヌト云フ所カラ、乾繭設備、乾繭倉庫ノ普及ヲ圖ルト云フコトニ致シタノデアリマス、サウナルト養蠶家ニ致シマシテモ、一時ニ繭ヲ賣ッテシマハナケレバナラヌト云フヤウナコトガ無クナリマス、又乾繭シテ倉庫ニ貯藏致シマスモノハ、行

行ハ日本銀行ノ指定倉庫ニ致シタ云フヤウナコトガ無クナリマス、又乾繭シテ倉庫ニ貯藏致シマスモノハ、行

ノ十二年ノ上半期ニ較ベテ見ルト餘程ニ大地震ガアリマシテ、此地震ノアッタ後ニ拘ラズ、十三年ノ上半期ハ地震前輸出ガ殖エテ居ルガ、更ニ輸入ガ殖エテ居ル爲ニ、非常ニ多額ノ輸入超過トナラレテ居ル、是カラハ逆調ト云フコトハ無カラウト思ヒマスガ、逆調ガ有ッテモ、我國ノ製品ヲ海外ニ輸出スルコトヲ力メナケレバナラヌト共ニ、一面ニ

於テハ輸入ノ防遏ト云フコトヲ考ヘケレバナラヌ、之ガ爲ニ關稅ノ改正ト云フコトヲ急イデ居ルノデアリマス、

雲フコトヲ急イデ居ルノデアリマス、

御承知ノ通り現行關稅定率法ガ明治四十三年ニ制定致シマシテ、既ニ我國ノ關稅定率法ガ從價稅ニ依ルモノガ少ナクシテ、從量稅ニ依ルモノ多イコトハ御承知ノ通リデアル、爾來非常ニ物價ガ騰貴ヲ致シテ居ルニ拘ラズ、其當時從價德割出シテ、從量稅ヲ課シテ居ル爲ニ、其目的ヲ達シテ居ラヌモノガ澤山アル、是等ハ少シ改正ヲ致シマシタナラバ、相當内地ノ生產ヲ盛ニシテ、海外ノ輸入ヲ防止スルコトガ出來ルト考ヘテ居リマス、成ルベクハ此議會ニ最モ急ヲ要スルモノカラ引續キ調査ヲ急イデ居ル、之ガ實施スレバ、我國ノ貿易上ノ輸入ヲ防止シ、我國ノ國際貸借ノ關係ヲ改善スル一ツノ方策タラウト考ヘテ居リマス。

○津崎委員 只今縷々御述ニナリマシタガ、此生絲問題ニ付テ、農商務省ガ大變御奮發ニナツテ、貨幣鑄造ノ益金マデナリ法律案トナツテ居リマスガ、只今三士次官ガ其一例トシテ乾繭倉庫ノコトニ付テ御話ニナツテ居ルノデアリマスガ、此問題ハドウ決シカ存ジマセヌケレドモ、此日本ノ八億幾ラト云フ生絲ノ輸出ニ付キマシテ、其生絲ノ品位ヲ高メル、品位ヲ一方カラ改メマスト云フト、ソレニ依ラテ八億幾ラノ輸出ガアリマスカラ、僅ニ品位ヲ改良シタダケ

デモ、其增加額ト云フモノハ大キナモニナル、極メテ重大ナ問題デアルト思フノデアリマスガ、偶々折角農商務省ノ御奮發ニ依リマシテ、農村振興ノ面ヨリ見マスルト、製絲家ハ急イデ繭ヲ早ク賣ラナケレバナラヌト云フ狀態ヲ理窟トシテハ改メルコトハ好イ事デアルケレドモ、他ノ今御話ニナツタ生繭ノ品質ヲ良クスルト云フ方面カラ云ト思フ、詰リ殺蛹乾繭シテ倉庫ニ入れ、良イ繭モ惡イ繭モゴッチャニ混合セテ、良イ繭モ惡イ繭モゴッチャニ混合セラレマシテ、製絲家ノ力デハ、地方ノ眞相ヲ聞イテ見マスト、良イ所デハ試験マデシテ製絲ニ掛クテ居ルノガアル、光澤ガアルトカ、繭ノ品質ノ良イノハ隨分奮發シテ買フ、斯ウ云フ狀態ニナツテ居ルノニ、良イ繭モ惡イ繭モ乾繭ヤ倉庫ヲ施設シテ、サウ云フ事ヲ獎勵シタ爲農村振興ノ費用ニ御取リニナツテ、サウシテ施設ヲ爲サル、是ハ他ノ方ノ豫算ナリ法律案トナツテ居リマスガ、只今三士次官ガ其一例トシテ乾繭倉庫ノコトニ付テ御話ニナツテ居ルノデアリマスガ、此問題ハドウ決シカ存ジマセヌケレドモ、此日本ノ八億幾ラト云フ生絲ノ輸出ニ付キマシテ、其生絲ノ品位ヲ高メル、品位ヲ一方カラ改メマスト云フト、ソレニ依ラテ八億幾ラノ輸出ガアリマスカラ、僅ニ品位ヲ改良シタダケ

貿易ノ大宗タル生絲ノ品質ヲ良クシテ、デモ、此事ヲ改メルノデナケレバ、ドニナル、極メテ重大ナ問題デアルト思フノデアリマスガ、偶々折角農商務省ノ御奮發ニ依リマシテ、農村振興ノ面ヨリ見マスルト、製絲家ハ急イデ繭ヲ早ク賣ラナケレバナラヌト、農家モ生繭ヲ買入レナケレバナラヌ、農家モ生繭ヲ早ク賣ラナケレバナラヌト云フコトニナツリハセヌカト云フコトヲ憂デアルケレドモ、他ノ今御話ニナツタ生繭ノ品質ヲ良クスルト云フ方面カラ云ヒマスト、其事ガ障碍ニナリハセヌカト思フ、詰リ殺蛹乾繭シテ倉庫ニ入れ、良イ繭モ惡イ繭モゴッチャニ混合セテ、良イ繭モ惡イ繭モゴッチャニ混合セラレマシテ、製絲家ノ力デハ、地方ノ眞相ヲ聞イテ見マスト、良イ所デハ試験マデシテ製絲ニ掛クテ居ルノガアル、光澤ガアルトカ、繭ノ品質ノ良イノハ隨分奮發シテ買フ、斯ウ云フ狀態ニナツテ居ルノニ、良イ繭モ惡イ繭モ乾繭ヤ倉庫ヲ施設シテ、サウ云フ事ヲ獎勵シタ爲農村振興ノ費用ニ御取リニナツテ、サウシテ施設ヲ爲サル、是ハ他ノ方ノ豫算ナリ法律案トナツテ居リマスガ、只今三士次官ガ其一例トシテ乾繭倉庫ノコトニ付テ御話ニナツテ居ルノデアリマスガ、此問題ハドウ決シカ存ジマセヌケレドモ、此日本ノ八億幾ラト云フ生絲ノ輸出ニ付キマシテ、其生絲ノ品位ヲ高メル、品位ヲ一方カラ改メマスト云フト、ソレニ依ラテ八億幾ラノ輸出ガアリマスカラ、僅ニ品位ヲ改良シタダケ

貿易ノ大宗タル生絲ノ品質ヲ良クシテ、デモ、此事ヲ改メルノデナケレバ、ドニナル、極メテ重大ナ問題デアルト思フノデアリマスガ、偶々折角農商務省ノ御奮發ニ依リマシテ、農村振興ノ面ヨリ見マスルト、製絲家ハ急イデ繭ヲ早ク賣ラナケレバナラヌト、農家モ生繭ヲ買入レナケレバナラヌ、農家モ生繭ヲ早ク賣ラナケレバナラヌト云フコトニナツリハセヌカト云フコトヲ憂デアルケレドモ、他ノ今御話ニナツタ生繭ノ品質ヲ良クスルト云フ方面カラ云ヒマスト、其事ガ障碍ニナリハセヌカト思フ、詰リ殺蛹乾繭シテ倉庫ニ入れ、良イ繭モ惡イ繭モゴッチャニ混合セテ、良イ繭モ惡イ繭モゴッチャニ混合セラレマシテ、製絲家ノ力デハ、地方ノ眞相ヲ聞イテ見マスト、良イ所デハ試験マデシテ製絲ニ掛クテ居ルノガアル、光澤ガアルトカ、繭ノ品質ノ良イノハ隨分奮發シテ買フ、斯ウ云フ狀態ニナツテ居ルノニ、良イ繭モ惡イ繭モ乾繭ヤ倉庫ヲ施設シテ、サウ云フ事ヲ獎勵シタ爲農村振興ノ費用ニ御取リニナツテ、サウシテ施設ヲ爲サル、是ハ他ノ方ノ豫算ナリ法律案トナツテ居リマスガ、只今三士次官ガ其一例トシテ乾繭倉庫ノコトニ付テ御話ニナツテ居ルノデアリマスガ、此問題ハドウ決シカ存ジマセヌケレドモ、此日本ノ八億幾ラト云フ生絲ノ輸出ニ付キマシテ、其生絲ノ品位ヲ高メル、品位ヲ一方カラ改メマスト云フト、ソレニ依ラテ八億幾ラノ輸出ガアリマスカラ、僅ニ品位ヲ改良シタダケ

ト思ヒマシテ、成ベク此方デ世話ヲ焼キ  
マシテ、技術官ノ派遣等ヲヤッテ時ニ世  
話ヲ焼イテヤルト云フ風ニシテ初メハ  
任セズ餘程手ヲ入レテヤル積リデアリ  
マス、御説ノ如ク是ガ失敗致シマスト大  
變ナ事ニリナマスカラ、餘程當局ニ於  
テモ注意シテ居リマス、ソレカラ我國  
ノ輸入品ノ大宗タル棉花ニ付テ如何ニ  
考ヘテ居ルカ、輸入防止ノ方策ヲ考ヘ  
テ居ルカト云フコトデアリマスガ、我國  
ガ帝國領土内ニ於キマシテ棉花ヲ栽培  
シテ、外國ノ棉花ノ輸入ヲ防グト云  
フコトハ到底出來ナイト思ヒマス、唯  
併シ出來ルダケ領土内デヤラナケレバ  
ナラヌト思ヒマシテ、朝鮮總督府ニ於  
テモ多少研究シテ居リマス、内地ニ於  
キマシテモ鳥取縣ナドデ試驗ガ段々進  
ンデ居リマシテ、實際栽培ヲ致シテ居  
リマスガ、是ガドウ發達致シマシテモ  
微々タルモノデアリマス、ドウシテモ  
帝國領土外、帝國ノ經濟的ノ關係アル  
所ニ帝國ノ同胞ガ行ッテ、自ラ栽培シタ  
棉花ヲ輸入スルト云フコトニ付キマシ  
テ、相當考慮ヲ拂ハナケレバナラヌト  
云フ考デアリマス、具體的方法ニ付キ  
マシテハ私共カラ一々申上ゲルコトハ  
差控ヘテ置キマス、帝國ト經濟的の關係  
アル土地ニ於キマシテモ、成ベク邦人  
ノ手ニ依ツテ栽培シタル棉花ヲ内地ニ  
入レル分量ヲ多クスルト云フ方針ヲ以  
テ進ミタイ

○津崎委員 次ニ御尋シタイ事ハ私ハ

細カイ事ハ讓ルト申シテ置キマシタガ、ニ行ツテ居ル、最近歸ツテ來タ人ノ話ヲ  
輸出貿易ノ振興ヲ圖ル爲ニハ、唯、海外  
ノ市場ニ於テノ品ハ、假令此工業組合  
ナドガ出來テ品質ガ良クナツテ、價格ガ  
安クナツテモ、唯、押賣スル譯ニ行カヌ、  
ドウシテモ貿易ノ振興ヲ圖ル爲ニハ、  
海外ニ緣故ヲ造ルト云フコトガ根本問  
題デハナカラウカ、成ベク海外ノ消費  
地ニ緣故ヲ造ルト云フコトガ大切ナ事  
デアルコトヲ感ジテ居ルノデアリマス、  
例ヘバ御承知ノ通リ「カリ・フォルニヤ」  
ニハ同胞ガ十餘萬行ツテ居ル爲ニ、日本  
ノ醤油ガ今デハ二十萬樽行ツテ、百七十  
萬圓ト思ヒマスガ、西洋人ハ日本ノ醤  
油ヲ嫌フト云ツテ居リナガラ、日本ノ同  
胞ガ米國デ醤油ヲ使フ、ソレヲ支那料  
理屋デ使フヤウニナツデ、支那料理ヲ喰  
ベル西洋人ガ又重寶ナ物ダト云フコト  
デ、「カリ・フォルニヤ」ニ於キマシテハ  
二十萬樽ノ醤油ガ出テ居ルト云フ事情  
デアル、是ハ一例デアリマスガ、其他ノ  
品物ニ付キマシテモ、海外ノ市場ニ日  
本ノ製品ノ販路ヲ擴張スル爲ニハ、ド  
ウシテモ日本ト特殊ノ關係ヲ海外ニ結  
ブト云フ一方ニ、斯ツ云フ組合ヲ造ツテ、  
製品ヲ統一シ、價格ヲ低廉ニスルコト  
ヲ努ムルコトガ根本トシテ最モ大切ナ  
事デナカラウカ、本案ノ第三條ニモ「市  
場ノ調査、新販路ノ開拓」ト云フコトガ  
アリマスカラ、大ニソレニ依ツテ御施設  
ガアルト思ヒマス、最近ハ大ニ發展シ  
テ既ニ五萬有餘ノ日本人ガ段々ニ南米

細カイ事ハ讓ルト申シテ置キマシタガ、ニ行ツテ居ル、最近歸ツテ來タ人ノ話ヲ  
輸出貿易ノ振興ヲ圖ル爲ニハ、唯、海外  
ノ市場ニ於テノ品ハ、假令此工業組合  
ナドガ出來テ品質ガ良クナツテ、價格ガ  
安クナツテモ、唯、押賣スル譯ニ行カヌ、  
ウシマストソレガ向フノ御金デ五ミル  
ヲ移住者ガ八百挺許リ持ツテ行ツタ、サ  
鎌デアリマスガ、此方デ二十五錢ノ鎌  
ノ鎌ハ、持ツテ行クヤ否ヤ直ニ賣レテ  
リノ鎌ハ、持ツテ行クヤ否ヤ直ニ賣レテ  
シマツタ、内地デ二十五錢ノ鎌ガ一圓二  
十五錢ニナツテ直グ賣レルト云フヤウ  
ナコトデ、是ハ卑近ナ小サナ例デアリ  
マスガ、段々日本人ガ海外ニ出テ行キ  
マスト、海外ニ居ル日本人ガ消費スル  
ノミナラズ、其日本人ト關係交通スル  
コトノ爲ニ緣故ガ出來テ、輸出貿易ト  
云フモノガ盛ニナツテ來ル、支那大陸  
其他ハ勿論デアリマスガ、有ユル方面  
ニ向ツテサウ云フ方面ノ考慮ヲシナケ  
レバ、輸出貿易ヲ根本的ニ盛ナラシム  
ルコトハ出來ヌト云フ考ヲ持ツテ居リ  
マスガ、ソレニ付テハ海外ニ移住シテ  
只今御話ノ棉花ヲ主ニシテ、ソコニ資  
本ト勞力ヲ投ジテ、海外ノ適當ノ土地  
マス、サウスルニ付テハ資本ニ對スル  
組合、資本ヲ出スニ都合ノ好イ組合ヲ  
ヲ開イテ行カナケレバナラヌノデアリ  
新設スルコトヲ御考慮ニナツテ居リマ  
スカ如何デスカ、言ヒ換ヘレバ產業組  
合ヲ活用シタイノデアリマスガ、日本  
ノ組合ノ監督權ハ一府縣ヲ範圍トン、  
數府縣ニ及ブコトハ出來ナイ、二府縣

細カイ事ハ讓ルト申シテ置キマシタガ、ニ行ツテ居ル、最近歸ツテ來タ人ノ話ヲ  
輸出貿易ノ振興ヲ圖ル爲ニハ、唯、海外  
ノ市場ニ於テノ品ハ、假令此工業組合  
ナドガ出來テ品質ガ良クナツテ、價格ガ  
安クナツテモ、唯、押賣スル譯ニ行カヌ、  
ウシマストソレガ向フノ御金デ五ミル  
ヲ移住者ガ八百挺許リ持ツテ行ツタ、サ  
鎌デアリマスカラ、農商務當局アタリ  
デアルコトヲ感ジテ居ルノデアリマス、  
二十五錢許リニナリマス、其八百挺許  
リノ鎌ハ、持ツテ行クヤ否ヤ直ニ賣レテ  
リノ鎌ハ、持ツテ行クヤ否ヤ直ニ賣レテ  
シマツタ、内地デ二十五錢ノ鎌ガ一圓二  
十五錢ニナツテ直グ賣レルト云フヤウ  
ナコトデ、是ハ卑近ナ小サナ例デアリ  
マスガ、段々日本人ガ海外ニ出テ行キ  
マスト、海外ニ居ル日本人ガ消費スル  
ノミナラズ、其日本人ト關係交通スル  
コトノ爲ニ緣故ガ出來テ、輸出貿易ト  
云フモノガ盛ニナツテ來ル、支那大陸  
其他ハ勿論デアリマスガ、有ユル方面  
ニ向ツテサウ云フ方面ノ考慮ヲシナケ  
レバ、輸出貿易ヲ根本的ニ盛ナラシム  
ルコトハ出來ヌト云フ考ヲ持ツテ居リ  
マスガ、ソレニ付テハ海外ニ移住シテ  
只今御話ノ棉花ヲ主ニシテ、ソコニ資  
本ト勞力ヲ投ジテ、海外ノ適當ノ土地  
マス、サウスルニ付テハ資本ニ對スル  
組合、資本ヲ出スニ都合ノ好イ組合ヲ  
ヲ開イテ行カナケレバナラヌノデアリ  
新設スルコトヲ御考慮ニナツテ居リマ  
スカ如何デスカ、言ヒ換ヘレバ產業組  
合ヲ活用シタイノデアリマスガ、日本  
ノ組合ノ監督權ハ一府縣ヲ範圍トン、  
數府縣ニ及ブコトハ出來ナイ、二府縣



ラシテ、寧ロ私ハ斯様ナ法律ヲ御設ケニナリマスヨリモ、本重要物産同業組合法ヲ十分ニ訂正改正ヲシテ、サウシテ其運用ヲ十分ニ付ケルヤウニシテ下スクタ方ガ宜シクハナイカト云フヤウナ考ヲ持テ居リマスガ、當局ノ御考ハ如何デアリマセウカ

○三土政府委員 重要物産同業組合法ガ現在アルノニ、更ニ其一部ニ屬スル

工業者ノミヲ引抜イテ、別ニ組合ヲ組織セシムル必要ハ無イデハナイカト云

フ御質問デアリマスルガ、一應御尤ニ聞エマスルケレドモ、是マデノ經驗實績ニ依テ考ヘテ見マスルト云フト、重要物

產同業組合ト云フモノハ、工業者ノミナラズ、問屋商人總テ縦ニ一堵ニナツテ居ルノ

デアリマス、隨テ工業者ノミヲ寄セテ、此生産ノ功程ニマデ立入ッテ之ガ弊害ヲ矯正スルト云フコトニナリマシテハ、

ドウモ不十分デアリ、支障モアルノデアリマス、御承知ノ通リ現在ノ重要物

產同業組合ト云フモノハ、是ハ御説ノ通リ消極的デアリマシテ、製品ノ検査ヲスル位ガ重ナルモノデアリマシタ、所

ガ今度ノハ進ミマシテ、生産功程ニ立入ッテ改善ヲスル、而シテ検査ノミナラズ事業ノ制限マデヤルト云フノデアリ

マシテ、ソコマデ行カヌト云フト、即チ設備モ立入ッテ監督シ、製品ニ對シテ制限ヲ加ヘルト云フ所マデ行カヌト

云フト、ドウモ旨ク行カヌノデアリ

ニ鑑ミテ、是ダケ別ニ切離シテヤツタガ

宜シカラウ、斯ウ云フ考デ此工業組合

スソレカラ然ラバサウ云フ風ニ改正シタラ宜イデヤナイカト云フ問題ガ起ル

ノデアリマスガ、併シ御承知ノ通リ只

スフタ方ガ宜シクハナイカト云フヤウナ考ヲ持テ居リマスガ、當局ノ御考ハ如何デアリマセウカ

○三土政府委員 重要物産同業組合法

費ハ寧ロ出資ヲ主トシテ居ル、同業組合法ヲ出資ヲサシテヤツタードウカト

申シマスト云フト、出資マデ認メマシテ強制加入ト云フコトニナリマスト、

中々是ハムヅカシイモノデアリマス、

サウナリマスト製造業者トソレカラ問屋商人、是等ト全ク利害ガ相反スル場

合ガ出來テ來ルノデアリマスカラ、ド

ウシテモ一致共同ガ出來ナイト云フコトニナル、ソレヨリハ寧ロ此現在ノ我

國ノ輸出工業品ノ最モ缺點トスル所ノ生産功程ニマデ立入ソテ改良ヲ圖ルト

次第デアリマス

○加藤委員 只今御説明ヲ伺ヒマスト

云フト、此資金關係ガアルノデ、詰リ重

要物産同業組合ノ方デハ強制的ニ加入

密接ナル關係ヲ有スル製造業者ノミヲ

寄セテ組合ヲ組織セシムル、サウシテ、

上ゲタイト思ブノデアリマス、假令此組合ヲ設立致シマシテモ、詰リ強制的ニ

加入セシムル位デナケレバ、本當ノ目的

ヲ達スルコトハ出來ナイト思フノデア

リマス、詰リ此所ニ十人ナラ十人ノ同業者ガアリマシテ、其中ノ七人ナリ八人

ナリガ其組合ニ加入シタ假定致シマセヌ、ソレデアルカラ工業組合法ノ

第八條ニ於キマシテ「營業上ノ弊害ヲ矯正スル爲特ニ必要ト認ムルトキハ行政

官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工業組合ノ組合員ニ非サル者ニシテ其ノ組合ノ

モノヲシテ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ

制限ニ依ラシムルコトヲ得」ト云フ規定ガアリマス、即チ大多數ノ者ガ組合ニ屬シテ小部分ノ者ガ組合ニ屬セナイ爲ニ共同施設ニ支障ヲ生ジ、日本ノ製品ノ聲價ヲ低クスルト云フ場合ニ於テハ、此組合ノ定款ニ從ハセル積リデアリマス、輸出組合法ニモ第八條ニ同様ノ規定ガアリマス。

○加藤委員 尚ホ御伺申上ゲマス、生絲ノ關係デアリマスガ、此法律ハ中小工業者ヲ網羅シテヤルト云フコトガ、大體ノ目的デアルト云フ御説明デアリマスガ、サウスルト全國ノ製絲工場ヲ見マスルト、百釜以上ノモノハ殆ド無イ、大抵ハ五十釜カ二十釜位ノモノデアリマス、是等ノ製絲業者ハ資本ガ豊富デアルカト云フト決シテサウデハナイ、資本ガ極メテ薄弱デアルト云フヨリモ、寧ロ他ノ資本ニ依ツテ營業シテ居ルト云フ方ガ適評デアルト思ヒマス、而シテ其規模タルヤ極メテ小規模デアナ關係デアリマスルガ爲ニ、往々ニシテ投資ヲヤルト云フコトハ、先般第六分科會ノ際ニモ此事ニ付キマシテ御問ヲ申シタノデアリマスルガ、若シ政府ガ此輸出組合法ナリ、或ハ工業組合法ナリヲ御設置ニナル以上ニ於キマシテハ、特ニ是等ノ製絲業者ヲモ之ニ御入レニナッテ然ルベキモノデハナカラウカト云フ感ジヲ持ツテ居リマス、然ルニ

此改正ノ際ニ考ヘテ見タイト云フノ之ヲ御除キニナムマシテ、而モ其理由ノ一部分カドウカ知リマセヌガ、兎ニ角日本ノ絲價ノ暴騰暴落ハ生繭賣買ニ在ルノデアリマスカラ、之ヲ矯メル爲ニ此乾繭裝置ヲ獎勵スルコトニ致シテ、多額ノ費用ヲ投ズルト云フコトデアリマスルガ、是ダケデハ到底今日ノイト云フコトヲ申上ゲテ憚ラヌノデアリマス、故ニ私ハ此乾繭設備ヲシテ戴キマスルト同時ニ、折角茲ニ斯様ナ組合ヲ設ケル以上ハ、此製絲業ヲモ此中ニ御入レニナッテハ如何デスカ、此點ヲモ尙ホ一ツ承リタイ

○三土政府委員 製絲業ト云フモノハ、御説ノ通リ繭ト離レテ單獨ニ組合ヲ組織スルコトニナリマスルト、圓滑ニ行クカ行カヌカト云フコトガ疑問ニナリマス、併シ製絲業者ガ此法律ニ依ツテ組合ヲ組織シヤウト云フ機運ガ隨分脱退スルコトヲ得」ト云フ規定ガアリマシテ、一方デハ同業組合ハ強制加入法ニ依ル同業組合ニ加入セス又之ヨリ脱退スルコトヲ得」ト云フ規定ガアリマシテ、「一方デハ同業組合ハ強制加入法ニ依ル同業組合ニ加入セス又之ヨリ脱退スルコトヲ得」ト云フ規定ガアリマシテ、ソレヲ此法律ニ依ツテ免除スル、此組合ニ屬シテ居ル者ハ之ヲ脱ケテモ構ハヌ、兩方ニ這入ツテ居テモ宜イデハナイカト云フ者モアリマスルガ、是ハ經費モ負擔シナケレバナラヌカラ、困難デアル、隨テヅルく脱ケテ來ルヤウニナリカ、製絲業モ今度ノ組合ニ入レルト、此第九條ニ依ツテ前ノ組合ヲ脱退シテシマフカ、或ハ二重ノ負擔ヲスルノデアリマスカラ、是ハ蠶絲業法ノ改正ノ際ニ考ヘテ見ヤウト云フノデアリマス

○加藤委員 尚ホ詳細ニ涉ツテ御質問ヲ申上ゲタイト思ヒマスガ、逐條審議藤君モ御熱心デアリマシテ、當局モ此新法律ノ中ニ入レルカ、是ハ蠶絲業法ノ改正ノ際ニ考ヘテ見ヤウト云フノデアリマス

○金光委員 先程三土次官ノ御答辯ニ依リマスレバ、爲替資金ヲ日本銀行デ再割引ヲスル云々ノ御話ガゴザイマシタガ、從來トテモ「スタンプ」手形ノ方割引ト云フコトハ安イ利子ノ金ヲ供給スルト云フ意味デアラウト思ヒマスガ、日本銀行ガ一般ノ營業トシテ貸付ケル金デナクシテ、預金部ノ金カ何カ低利資本銀行ガ一般ノ營業トシテ貸付ケル金ヲ御出シニナルト云フコトデナケレバ意味ヲ爲サヌト思ヒマスガ、左様心得テ宜シウゴザイマスカ

○三土政府委員 ソコマデハマダ決定シテ居リマセヌガ、日本銀行ガ數千萬圓位ノ金ニ對シテ相當ノ犠牲ヲ拂クトハムツカシクナイト思ヒマス、例ヘバ正金銀行ニ對シテ二千萬圓ヲ二分融通シテ居ルヤウナコトモアル、政府ノ預金ト云フモノハ隨分多イノデアリマスカラ、多少ノ犠牲ハ拂フコトガ出来ルト思フ、必シモ預金部カラ融通セヌデモ出來ルト思ヒマスガ、マダ決定

ハ致シテ居リアセヌ

○金光委員 サウ致シマスト、唯日本

銀行ニ對シテ成ベク安ク貸シテヤツテ

吳レ位ナコトデハ、日本銀行モ營業デ

スカラ、中ミ其間ガ圓滑ニハ行クマイト

思ヒマスガ、政府ハ低利デ貸付ケサセル

ト云フ手段方法ヲ御執リニナラネバ、

此法案ノ意味ヲ爲サヌト思ヒマスガ、

ソレガ必シモ預金部カラ、デナクトモ

宜シイデスガ、低利資金ヲ供給セシム

○金光委員 安ク貸スコトニナリマス

ト、從來小サナ商人ガ申出ルノデアル

トハ勿論デアリマスガ、サウ云フ者ト

カラ、利子ハ高カタコトデアラウト思

ヒマスガ、今後ハ輸出組合ニナツタカラ、

思ヒマスガ、政府ハ低利デ貸付ケサセル

ト云フ手段方法ヲ御執リニナラネバ、

此法案ノ意味ヲ爲サヌト思ヒマスガ、

ソレガ必シモ預金部カラ、デナクトモ

宜シイデスガ、低利資金ヲ供給セシム

ト云フモノガ出來テモ、數年間信用狀ヲ得ルニ、因難デアルト思ヘバ、矢張利子ヲ相當高ク取ラナケレバ營業上引合ハヌト云フコトニナリマスガ、此點ニアリマセウカ、ドウカモ伺ヒタイノデアリマス——先程ノ御答辯デ監督ナサルト云フコトデアリマスカラ、ソレデ差措キマセウ、其次ニ伺ヒタイノハ、例トデアリマス、之ニ對シテモ當然御監督ナサルト云フヤウナ意味ガ含マレバ居ルノデアリマスカ、ソレニ付テ本會議ノ時モ一寸其事ヲ質問致シマシタケレドモ、御答辯ガゴザイマセンデシタルノデアリマスカ、ソレハ或ハ大藏省ノ關係カモ知レセマスガ、其邊ヲ伺ヒタイト思ヒマスアリマスクレドモ、無論サウヤル積リ

○三土政府委員 是ハ大藏省ノ問題デトニナリマスト、元來南洋方面ニハ再割引ノ市場ガ無イノデアリマス、又信用ガ有ツテモ無クテモ爲替銀行ニハ差支ガ少イノデアリマス、隨テ是マデハ殆ド金利ハ同ジデアリマシタガ、今度低利ノ金ヲ御貸シニナルト云フコトニナリマスト、信用狀ノ無イモノ、例へば南洋方面ニ物ヲ賣込ミマスニハ、見込輸出ガ多イノデアリマス、見込デ不利益ナルコトハ、金光君モ御承知ノ通リデ「マージン」ヲ拂ハナケレバナラヌ

トカ、信用狀ガ取レストカ不利ニナツテ居ル、南洋方面ニナルト再割引ノ機關ガ無イカラ、手形ハ倫敦デ決済スル、サ云フ不利ナ點ガ多少アリマスルガ、併シ此日本銀行ガ低利ヲ以テ廻スト云セウガ、又一面ニハ輸出組合ハ新タニセシム、其點ハ幾ラカ信用モ高マル譯デアリマスカ、ソレハ商賣ダカラ仕方ガナイト云フコトニナルノデアリマス、其場合ニモ矢張同ジ利子デ貸出サセル御考デアリマスカ、ソレハ商賣ダカラ仕方ガナイト云フコトニナルカ、若シケレドモ、今度ハ利子ニ差ガ出來ルガ、是ハ仕方ガナイト御考ニナルカ、同ジ程度ノ金ヲ借リテヤツタ者ガ、今度ハ見越輸出ヲスル者ト然ラザル者トノ間ニ、金利ノ差ガ出來ルノデアリマスルカラ、劣敗ノ地位ニ立ツト云フコトニナツテ益々不便ヲ感ズルト云フ傾ガアル、ソレハ利子ハ前モ今度モ同ジヂヤナイカト申シマスガ、他トノ振合上競争上違フコトニナルノデアリマス、所ガ南洋方面ト云フモノハ註文ニ依テ品ヲ輸出スルト云フヨリモ、見込輸出ヲスル場合ノ方が多イノデアリマス、サウシテ其見込輸出ト云フコトヲ獎勵スル方ガ宜シイト思フノデアリマス、新タニ販路ヲ開拓スル場合ニハ、多クハ見込ニ對シテ便利ヲ御與ヘニナツテ、低利ノ金ヲ御貸シニナルト云フコトハ今ノ御話デ分リマシタガ、組合ニ這入ツテナイカ、政府ハ特別ナ努力ヲ以テ此組合員ニ對シテ便利ヲ御與ヘニナツテ、低利ノ金ヲ御貸シニナルト云フコトハ今ノ御話デ分リマシタガ、組合ニ這入ツテナイカ、政府ハ特別ナ努力ヲ以テ此組合員ニ對シテ便利ヲ御與ヘニナツテ、低利ノ金ヲ御貸シニナルト云フコトハ今ノ御話デ分リマシタガ、組合ニ這入ツテナイカ、政府ハ特別ナ努力ヲ以テ此組合員ニ高クヤルト云フ譯ニハ參リマスカ、組合員ダケニハ安ク貸スガ、組合員外ノ者ニハ高クヤルト云フ譯ニハ參リマスカ、組合員ダケニハ安ク貸スガ、ソレハ安ク貸シテモ些少モ差支ナイコトデアルガ唯、政行場ニ付テ、其利子ノ差ノ關係ガドウナリマスカ、私ノ考ヘタヤウニ組合員モ組合外ノ者モ同一ノ歩合デ貸出ス

ト云フ結果ニナリマセウカドウカ  
○三土政府委員 ソレハ組合員以外ニ  
對シテハ、同一ナ融通ハセヌ積リデア  
リマス、サウ致シマセヌト云フト、組合  
ノ根本ハ壞レマス、ソレカラ又其低利  
ノ金ヲ融通スルト致シマスニモ、此輸  
出工業組合——輸出重要品ノ工業組合  
此組合デ造ツタ物デ、サウシテ検査ニ合  
格シタ物、之ニ限ルト云フコトニ致ス  
積リデアリマス

○金光委員 只今御答辯ノヤウナ方法  
ニヤリマスト、兩方ニ差ガ出來ルト云  
フコトデアリマスルガ、ソレハ爲替銀  
行ノ扱方ガ頗ル困難ダラウト思ヒマス  
ケレドモ、只今ハ論ズベキ場合デナイ  
ト思ヒマスカラ他日ニ讓リマス、ソレ  
カラ検査證ノコトデアリマスルガ、是  
ハマア組合法ノ骨子ノヤウデゴザイマ  
スケレドモ、特ニ御考慮ヲ願ヒタイノ  
ハ、從來諸外國ノ輸出品ハ契約ヲスル  
際ニ何ニ組合ノ検査證アルモノト、斯  
ウ云フコトヲ條件トシテ居ルノデゴザ  
イマスカラ、品物ノ授受ニ付テ争ハ起  
題モ起ラナイノデアリマスガ、我國ノ  
輸出品ハ全部左様ナ條件ガ附イテナイ  
テモ、ドウシテモ矢張割引ノ問題ハ起  
ルノデアリマス、詰リ検査證ト云フモ  
ノニ權威ガ無イノデアリマスガ、輸  
出品ノ品物ニ依リマシテハ、例ヘバ花  
蓮ノ如キニシマシテモ、輸出花蓮ハ檢

查ニ合格シナイカラト云ツテモ、内地デ  
ハ使場ガ無イノデアリマスカラ、何等  
カノ方法ヲ以テ之ヲ輸出スル手段ヲ執  
カト云ヘバ、先づ巴爾幹附近トカ、ソレ  
ルノデアリマスカラ、サウ云フコトニナル  
ノデアリマスカラ、大シテ検査ノ效力  
ガ無イ、西洋ノ方デハ此検査證ト云フ  
モノガアレバ、ソレデ文句無シニ通ル  
ト云フコトハ、品物ヲ捨ヘルト云フ意  
味ヨリモ文句ヲ防グ、割引ナドノ爭ヲ  
防グト云フ方ニ特ニ使ハレテ居ルノデ  
アリマス、所ガ日本ノ検査證ノ關係ハ、  
却テ其割引問題ヲ起スコトニナルヤウ  
ナ商慣習ニナツテ居ルノデアリマスル  
カラ、其點ヲ特ニ御考慮ニナツテ、此檢  
査證ト云フモノヲ最モ有益ニ使フヤ  
ウニ、政府ハ御指導ヲ願ヒタイト思ヒ  
カラ、西伯利ノ方ハ獨逸ノ商品ニ非ザレ  
ハ無シト云フマデニ致シマシタノハ、  
ドウ云フ事ヲ致シマシタカト云フト、  
六箇月ノ間ニ手形ヲ三回位切換ヘル、  
ドウシテ金利ガ非常ニ安イ、斯ノ如ク  
モ宜シイガ、若シ不渡ニナツタ賣掛代金  
ノ損失ニナツタ幾分カヲ負擔スルト云  
フコトニナレバ、新版路ノ開拓ニ宣シ  
イト思ヒマスガ、賣掛代金ノ不渡ノ幾  
スカラ、彼ノ廣大ナル地ニ新版路ヲ開  
拓シ得タノデアリマス、ソレデ我國ニ  
於テモ斯ウ云フ新版路ヲ開拓ヲシヤウ  
ト思ヘバ、先程三土次官ノ仰セラレタ  
ニ伴レマシテ、販路ガ追々狭バメラレ  
ル嫌ガナイカト思ヒマス、隨テ斯ウ云  
フ物以外ニ何カソレヲ補フ物ヲ見付ケ  
ネバナラヌ、ソレデ種々ナル商品ノ新  
シイ販路ヲ求メタイト思フノデアリマ  
ス、所ガ新シイ販路ト申シマスレバ、歐

ドンヽ賣レルノデアリマス、併シサ  
ク云フ物ハ序ガアツタカラ持ツテ行ツテ  
偶然ソレガ賣レタノデアリマスカラ、  
カト云ヘバ、先づ巴爾幹附近トカ、ソレ  
ルノデアリマスカラ、サウ云フコトニナル  
ノデアリマスカラ、大シテ検査ノ效力  
ガ無イ、西洋ノ方デハ此検査證ト云フ  
モノガアレバ、ソレデ文句無シニ通ル  
ト云フコトハ、品物ヲ捨ヘルト云フ意  
味ヨリモ文句ヲ防グ、割引ナドノ爭ヲ  
防グト云フ方ニ特ニ使ハレテ居ルノデ  
アリマス、所ガ日本ノ検査證ノ關係ハ、  
却テ其割引問題ヲ起スコトニナルヤウ  
ナ商慣習ニナツテ居ルノデアリマスル  
カラ、其點ヲ特ニ御考慮ニナツテ、此檢  
査證ト云フモノヲ最モ有益ニ使フヤ  
ウニ、政府ハ御指導ヲ願ヒタイト思ヒ  
カラ、西伯利ノ方ハ獨逸ノ商品ニ非ザレ  
ハ無シト云フマデニ致シマシタノハ、  
ドウ云フ事ヲ致シマシタカト云フト、  
六箇月ノ間ニ手形ヲ三回位切換ヘル、  
ドウシテ金利ガ非常ニ安イ、斯ノ如ク  
モ宜シイガ、若シ不渡ニナツタ賣掛代金  
ノ損失ニナツタ幾分カヲ負擔スルト云  
フコトニナレバ、新版路ノ開拓ニ宣シ  
イト思ヒマスガ、賣掛代金ノ不渡ノ幾  
スカラ、彼ノ廣大ナル地ニ新版路ヲ開  
拓シ得タノデアリマス、ソレデ我國ニ  
於テモ斯ウ云フ新版路ヲ開拓ヲシヤウ  
ト思ヘバ、先程三土次官ノ仰セラレタ  
ニ伴フノデアリマス、何故カトモウ少シ研究シテ  
見ヤウト云フ御考ガアルカ  
○三土政府委員 販路ノ開拓ニ付テハ  
出来ルダケ手段ヲ講ズル積リデアリマ  
シテ、今回豫算ニ要求致シマシタ通信  
員ナドモ、必要ノアル新ナル販路ノ見  
込ガアルヤウナ所ニ多ク置ク、併シ今  
マデ日本ノ品物ガ送ラレテ居ラナカッ

タ所デ、即チ取引ガ極メテ不確實ト云  
フヤウナ所デ新版路ヲ求メヤウトスレ  
バ、賣掛代金ノ不渡ガ起ルカラ、此幾分  
カヲ政府デ補助スル意志ガアルカト云  
フ御質問ア、尙ホ之ニ付テ研究シタコ  
トガアルカト云フ御話デシタガ、ソコ  
マデ踏込ム積ハナイノデアリマス、

○金光委員 ソレカラ貿易官ノ御話ガ  
アリマシタガ、政府ハ商務官ヲ御廢止  
ニナツテ貿易通信員ヲ置カレルヤウデ  
スガ、此度ノ御計畫ハ頗ル規模ガ小サ  
イヤウニ思ヒマスガ、今日爲替對策ノ  
ヤカマシイ際、特別ノ獎勵ヲシナケレ  
バナラスト云フ重大ナル時期ニ於テ、斯  
様ナモノヲ縮小シタト云フコトハ洵ニ  
遺憾デアリマスガ、將來政府ハ諸外國  
ニ見本市トカ、或ハ見本ノ陳列トカ、云  
フモノヲ、只今御話ノ通信官ヲ利用シ  
テヤルカ、若クハ他ノ方法デモ、ウ一層  
御獎勵ニナル御考ハ無イカ、若シ御獎  
勵ニナルト云フ御考ガアレバ、次ノ年  
度カラデモ、モウ少シ新制度ヲ設ケテ、  
貿易官ノ擴張ヲ圖ル御考ハ無イノデア  
リマスカ

○三土政府委員 商務官ヲ廢シマシタ  
コトハ洵ニ遺憾デハアリマスガ、如何  
セン財政上一定ノ節約額ヲ割出サナケ  
レバナラスト云フノデ、天引的ニ外務  
省ノ商務官ハ廢メルコトニナツタサウ  
デアリマスガ、最初私共ハ商務官ヲ置  
イテ、其上ニ商務官ノ行カナイヤウナ  
所ニ貿易通信員ヲ置クト云フコトニ考  
止後ニ遺憾ノナイヤウニスル、斯ウ云  
テ、商務官ノ代リニ成ベク商務官ノ廢  
マデ踏込ム積ハナイノデアリマス、

○金光委員 此組合法ニ付テ一二點  
伺フテ見タイ思ヒマス、仕上信用ノ制  
度ニ依フテ、資金ヲ御供給ニナルト云フ  
ヤウナ御考ノ仕向ニナツテ居リマスカ、  
其邊ノ事ハ如何デアリマスカ

○三土政府委員 資金ノ關係ニ於キマ  
シテハソコマデ研究致シテ居リマセヌ  
○金光委員 私ハドウカ其仕上信用ノ  
制度ヲ御利用ニナツテ、資金ノ御融通ヲ  
爲サルヤウナ方法ヲ御執リ下サルヤウ  
シテ居ルノデアリマス、併シ此海外市  
場ノ關係、及國內ノ經濟關係等デ重要品  
物云フ物ハ非常ニ變ルノデアリマス、  
例ヘバ過去四五年間ノ貿易ノ統計表ヲ  
見マシテモ、重要輸出品デアツタ物  
ガ、今日殆ド消失セタヤウナ物モア  
ル、人ガ注意シナイ中ニ、非常ナ金高ニ  
達シテ居ル物ガアル、例ヘバ先達大阪

行フテ見セルコトハ必要デアリマスガ、  
此組合法ノ發達致シマスルナラバ、相當  
所デハ申上グラレマセヌ、併シ絶エズ  
ヤルト云フ意思ヲ持テ居ルコトハ申  
上グテ置キマス

○金光委員 此組合法ニ付テ二点  
伺フテ見タイ思ヒマス、仕上信用ノ制  
度ニ依フテ、資金ヲ御供給ニナルト云フ  
組合ガ出来ヌカラニ放フテ置クト云  
タ「ハーバーヤクロード」ノ空中窒素ノ  
如キ重大ナル發明ニ依フテ、色ニナ發明  
品ヲ作フテ海外ニ出スヤウナコトハ無  
論必要ノ事ト思ヒマスガ、ソレハ數ガ  
少ナイカラ組合ニスルコトハ出來ヌ、  
組合ガ出来ヌカラニ放フテ置クト云  
シテハソコマデ研究致シテ居リマセヌ  
○金光委員 私ハドウカ其仕上信用ノ  
制度ヲ御利用ニナツテ、資金ノ御融通ヲ  
爲サルヤウナ方法ヲ御執リ下サルヤウ  
シテ居ルノデアリマス、併シ此海外市  
場ノ關係、及國內ノ經濟關係等デ重要品  
物云フ物ハ非常ニ變ルノデアリマス、  
例ヘバ過去四五年間ノ貿易ノ統計表ヲ  
見マシテモ、重要輸出品デアツタ物  
ガ、今日殆ド消失セタヤウナ物モア  
ル、人ガ注意シナイ中ニ、非常ナ金高ニ  
達シテ居ル物ガアル、例ヘバ先達大阪

ヘテ居ラタ、併シ外務省ニ於キマシテノ  
若干新ナル經費ヲ取フテ、在外公館ヲシ  
餘リ數ガ少ナイカラ、組合ト云フモノ  
ガ出來ル譯ニハ行カナイト思ヒマス、  
テ、大ニ獎勵スベキモノデアルト思ヒ  
マスガ、數ガ少イカラ組合ナドハ出來  
ナリ、故ニ組合法デハ之ヲ獎勵スルコ  
ガ、政府ガ單獨ニヤルカドウカハ今ノ  
所デハ申上グラレマセヌ、併シ絶エズ  
ヤルト云フ意思ヲ持テ居ルコトハ申  
上グテ置キマス

○金光委員 此組合法ニ付テ二点  
伺フテ見タイ思ヒマス、仕上信用ノ制  
度ニ依フテ、資金ヲ御供給ニナルト云フ  
組合ガ出来ヌカラニ放フテ置クト云  
タ「ハーバーヤクロード」ノ空中窒素ノ  
如キ重大ナル發明ニ依フテ、色ニナ發明  
品ヲ作フテ海外ニ出スヤウナコトハ無  
論必要ノ事ト思ヒマスガ、ソレハ數ガ  
少ナイカラ組合ニスルコトハ出來ヌ、  
組合ガ出来ヌカラニ放フテ置クト云  
シテハソコマデ研究致シテ居リマセヌ  
○金光委員 私ハドウカ其仕上信用ノ  
制度ヲ御利用ニナツテ、資金ノ御融通ヲ  
爲サルヤウナ方法ヲ御執リ下サルヤウ  
シテ居ルノデアリマス、併シ此海外市  
場ノ關係、及國內ノ經濟關係等デ重要品  
物云フ物ハ非常ニ變ルノデアリマス、  
例ヘバ過去四五年間ノ貿易ノ統計表ヲ  
見マシテモ、重要輸出品デアツタ物  
ガ、今日殆ド消失セタヤウナ物モア  
ル、人ガ注意シナイ中ニ、非常ナ金高ニ  
達シテ居ル物ガアル、例ヘバ先達大阪

ヘテ居ラタ、併シ外務省ニ於キマシテノ  
若干新ナル經費ヲ取フテ、在外公館ヲシ  
餘リ數ガ少ナイカラ、組合ト云フモノ  
ガ出來ル譯ニハ行カナイト思ヒマス、  
テ、大ニ獎勵スベキモノデアルト思ヒ  
マスガ、數ガ少イカラ組合ナドハ出來  
ナリ、故ニ組合法デハ之ヲ獎勵スルコ  
ガ、政府ガ單獨ニヤルカドウカハ今ノ  
所デハ申上グラレマセヌ、併シ絶エズ  
ヤルト云フ意思ヲ持テ居ルコトハ申  
上グテ置キマス

○金光委員 此組合法ニ付テ二点  
伺フテ見タイ思ヒマス、仕上信用ノ制  
度ニ依フテ、資金ヲ御供給ニナルト云フ  
組合ガ出来ヌカラニ放フテ置クト云  
タ「ハーバーヤクロード」ノ空中窒素ノ  
如キ重大ナル發明ニ依フテ、色ニナ發明  
品ヲ作フテ海外ニ出スヤウナコトハ無  
論必要ノ事ト思ヒマスガ、ソレハ數ガ  
少ナイカラ組合ニスルコトハ出來ヌ、  
組合ガ出来ヌカラニ放フテ置クト云  
シテハソコマデ研究致シテ居リマセヌ  
○金光委員 私ハドウカ其仕上信用ノ  
制度ヲ御利用ニナツテ、資金ノ御融通ヲ  
爲サルヤウナ方法ヲ御執リ下サルヤウ  
シテ居ルノデアリマス、併シ此海外市  
場ノ關係、及國內ノ經濟關係等デ重要品  
物云フ物ハ非常ニ變ルノデアリマス、  
例ヘバ過去四五年間ノ貿易ノ統計表ヲ  
見マシテモ、重要輸出品デアツタ物  
ガ、今日殆ド消失セタヤウナ物モア  
ル、人ガ注意シナイ中ニ、非常ナ金高ニ  
達シテ居ル物ガアル、例ヘバ先達大阪

局ハ如何御考ニナフテ居ルノデアリマール、併シ金ヲ拂ッテモソレニ入ッテ宜セウカ

○三土政府委員 先刻申上グマシタ通り、此重要輸出品工業組合法ニ於キマシテハ其第九條ニ於テ「工業組合又ハ其ノ組合員ハ其ノ營業ニ關スル重要物產同業組合法ニ依ル同業組合ニ加入セス又ハ之ヨリ脱退スルコトヲ得」トアリマスカラ、是ガ出來マスレバ、重要物產同業組合カラ脱退スル若ガ澤山出來ルダラウト思ヒマス、即チ重要物產同業組合ナルモノガ、獨リ工業者ノミナラズ、商人モ皆入ッテ居ルノデアリマス、一部分ノ工業者デ、利害問題ニ密接ナル者ガ脱退スル、現在ノ同業組合ノ方ハ脱退スルコトヲ法律デ許スノデアリマスカラ、自然ニ重ノ負擔ヲ免レル爲致方ナイト思ヒマス

○堤委員 大變重複シタ關係ニ陷ルト思フノデアリマスガ、脱退シテ直ニ此方ノ組合ニ加入スルコトニナレバ宜イノデアリマスケレドモ、矢張舊來ノ組合ハ其組合ニ從フテ、機能ハ又別ノ効キヲ爲ス場合モ別々ニアラウト思ヒマス、サウスルト、ドウシテモソコニ矛盾ガ起ルト思フノデアリマスガ、是ガハッキリシタ法文ヲ見出スコトガ出來ナイノマスト云フト、利害關係ニ於テ對立ス

○三土政府委員 二ツノ組合ガ同業組合ト重要輸出品工業組合トガ對立致シ

セウカ

ル、多クノ場合ニ於テハ同業組合ノ方

ハ脱退スルカモ知レヌト私共ハ考ヘテ

居リマス、同業組合一個ノ使命ヲ以テスレバ、即チ工業者トカ、問屋トカ、商

人トカ、云フ者デ、縦ニ一ツノ組合ヲ作

ス、殊ニ内地向キノ品物ニ付テハ是ハ必

ルコトガ發達上ニ於テ宜イト思ヒマ

ス、於テハ、脱退スル方ガ便宜デアルト

考ヘル人ガ多クナイカト思ヒマス

○堤委員 便不便ヨリモ、兩方デ異ッタ

決議ヲスルヤウナ場合ガ出テ困難デア

ルト想像サレルノデアリマス、舊法トノ

關係ガ大變困難トナラヌカト思フノデ

アリマス、ソレハ其程度デ宜シウゴザ

イマス、更ニ産業組合法ナリ、又ハ重要

物產組合法ガ存在シテ居リマスニ拘

ラズ、只今申上グマシタヤウニ兩法案

ガ制定セラレルコトニナリマシタ場合

ニ於テハ、從來ノ工業組合等ハ如何ニ

中デ工業組合ニ屬スルモノガ約六百幾

十カアリマス、其中デ蠶絲業ト染色工

業ヲ引キマスト跡ハ洵ニ少イ、重要物

產同業組合ト云フモノハ、割合振シテ居

ト、現在我國ニ於テ同業組合ガ約千位

ニ達シテ居ルカト思フ、又産業組合ハ

約一萬四千位ニ達シテ居ル、其中ノ約

三分ノ二ハ農業組合其他ノ三分ノ一ハ

ニ達シテ居ルカト思フ、然ルニ由來此組合

ハ統一上、或ハ機能發揮ノ上ニ、種々ナ

ル不便ト弊害ヲ吾々ハ現ニ味ヒツヽ來

立サレタ組合ニ段々入ッテ行キハセヌ

タノデアリマス、其弊ヲ助長スルコト

ガアリマセヌカ、ソレハ實際問題トシ

テ世間周知ノ事實デアラウト思ヒマス、

然ルニ此法律ニ依ツテ新ニ組合ガ出來

タト致シマスレバ、勢ヒ同業組合ヲ整

理致シマセヌケレバ、折角此新法ニ依

リマシテ設立セラレル組合ハ、甚シク

ハザルニ非ザルマデモ、大ニ遠ザカル

ヤウナ憾ガアルヤウデアリマスガ、此

點ニ付テ舊法ヲ整理爲サルト云フ政府

ノ御考ハ如何デゴザイマセウカ

○三土政府委員 同業組合ガアルノニ、

云フ其趣旨ハ、先刻加藤君ニ對シテ御

答シタ通リデアリマス、同業組合ハ現

在一千四百七十三アルノデアリマス、其

御處理爲サル御考デゴザイマセウカ、

私ノ記憶致シテ居リマス所ニ依リマス

ト、現在我國ニ於テ同業組合ガ約千位

スルモノハ其種類ニ於テ、其程度ニ於

スルモノハ非常ニ少イノデアリマス、

○三土政府委員 ソレハ重要物產同業

組合ノ方ハ、強制加入デ脱退ヲ許サヌ

スル範圍ニ於テハ、新ナ法律ニ依ツテ設

立サレタ組合ニ段々入ッテ行キハセヌ

カ、サウスルト工業家ハ無クナル、彼ハ

ガ農村ノ組合デアリマスカラ、大シタ

ドウナルカト云フト商人ダケノ組合ニ

ナルノデアリマス、産業組合ハ大部分

影響ハアリマセヌガ、都會地ニ於ケル

ニナリマシテ、三ツ對立スルコトニナ

リマセウガ、是ハ仕方ガナイト考ヘマ

ス

コトニナツテ居リマス、今新ナ法律ノ第  
九條ニ依ツテ此束縛ヲ解クノデアリマ  
スカラ、重要物産同業組合ヲ脱退シテ、  
此新ナ法律ノ組合ニ這入ツテシマウコ  
トハ世話ハナイノデアリマスガ、唯ダ  
ニナルカト云フコトデアリマスガ、ソ  
レハ特別ニ脱退スルコトヲ許シテ居リ  
マスカラ、隨テ此脱退ヲシタ場合ニ、賦  
課金ヲドウスルト云フコトハ舊法ニ規  
定シテアリマスカラ、其規定ニ依ツテ清  
算ヲ付ケレバ宜イノデアリマス、產業  
組合ハ任意組合デアリマスカラ、脱退  
ハ自由勝手デアリマス、而シテ脱退ス  
ル場合ノ規定ガ產業組合ニアリマスカ  
ラ、ソレニ依ツテ處置シテ行ケバ宜シイ  
○堤委員 此脱退ト云フコトヲ極論致  
シマスト、九十九人ハ新シイ法ニ依ツテ  
仕事ヲシテ行キタイカラト云ツテ脱退  
スル、一人ハ残ツテ元ノ組合ノ總テノ機  
能、換言スレバ財産ガアリマスト、其人  
ノ財産ニナルト云フヤウナ結果ニ陥ル  
ノデアリマシテ、サウデナク舊法ニ依  
レル——組合ヲ新法ニ依ルヤウニシテ  
行カナイト、實際困ル問題ガ多イノデ  
アリマス

○三土政府委員 舊法ニ依ル組合ヲシ  
テ新法ノ方ニ入レルヤウニスルナラバ、  
新ニ法律ヲ作ル必要ハ無イノデアリマ  
ス、產業組合デモイカズ、重要物産同業  
組合デモイカズ、此法ハ混血兒ミタイ  
ルトカ色ミナ消極的ノ仕事ヲスル點ニ  
於キマシテハ、重要物産同業組合ト能  
ク似テ居ルノデアリマス、併シ斯ウ云  
フ新シイ組合ヲ特別ニ作ラナケレバ、  
本當ニ其目的ハ達セラレナイノデアリ  
マス、產業組合ハ農工商ヲ問ハズ總テ  
共通シタ組合デアル、重要物産同業組  
合ハ貿易品タルト内地用品タルトヲ問  
ハズ、又商人ト工業者トヲ問ハズ、其組  
合ニ入り得ルノデアリマス、ソコデ別  
ニ工業者ダケノ組合ヲ作り、輸出商人  
ダゲノ組合ヲ作ルト云フコトニ付テデ  
アリマスガ、脱退ハ今申スヤウナ法律  
關係デアリマスカラ、簡單ニ行ク譯デ  
アリマス、又極端ナ話ヲ申サシテ、大勢  
ガ脱退シタ場合ニハドウナルカト云フ  
コトデアルガ、サウナレバ舊法ノ組合  
ハ自然消滅ニナリ、解散スルヨリ外ナ  
ガト思ヒマス

○堤委員 ソレハ其程度ニ致シテ置キ  
マスガ、私ハ兩法案ノ輸出組合法ト、工  
業組合法ノ一ツニ依ラナケレバナラヌ  
必要ガ生ズルト思ヒマス、一方ハ工業  
家デアツテ、サウシテ其工業ニ依ツテ製  
造シタ物ヲ資本家ハ直ニ之ヲ輸出ス  
ル、即チ工業者ト輸出者ニナルノデア  
リマス、サウ云フ者ノ爲ニ兩方ヲ聯合  
シテ一つノ効キトシテ、總ノ事ヲ行フ  
テ行キタイ、斯様ニ希望シテ居リマス、  
又任意組合ト云フコトハ産業組合ニ似  
テ居ルノデアリマス、所ガ此検査ヲス  
ルトカ色ミナ消極的ノ仕事ヲスル點ニ  
於キマシテハ、重要物産同業組合ト能  
ク似テ居ルノデアリマス、併シ斯ウ云  
フ新シイ組合ヲ特別ニ作ラナケレバ、  
本當ニ其目的ハ達セラレナイノデアリ  
マス、產業組合ハ農工商ヲ問ハズ總テ  
共通シタ組合デアル、重要物産同業組  
合ハ貿易品タルト内地用品タルトヲ問  
ハズ、又商人ト工業者トヲ問ハズ、其組  
合ニ入り得ルノデアリマス、ソコデ別  
ニ工業者ダケノ組合ヲ作り、輸出商人  
ダゲノ組合ヲ作ルト云フコトニ付テデ  
アリマスガ、脱退ハ今申スヤウナ法律  
關係デアリマスカラ、簡單ニ行ク譯デ  
アリマス、又極端ナ話ヲ申サシテ、大勢  
ガ脱退シタ場合ニハドウナルカト云フ  
コトデアルガ、サウナレバ舊法ノ組合  
ハ自然消滅ニナリ、解散スルヨリ外ナ  
ガト思ヒマス

○三土政府委員 只今ノ御答ニ依シテ 斯様ニ  
了解シテ宜シイノデアリマスカ、生産  
業者トシテハ製造家ノ組合ニ這入り、  
モノヲ壓迫スルコトニ陥ル虞ハナイノ  
度ニ御置キニナルカ分リマセヌガ、遂  
ニ小業者ノ保護ニ全力ヲ注グ爲ニ、延  
テ次官ノ御考ノ中ニアル大業者ト云フ  
者トノ區別ト云フコトハムツカシイ問  
題デアリマス、併シ農商務大臣ガ指定  
スル重要輸出品タル工業品ヲ製造スル  
人ガ中小工業者ヲ集メテ、其中ニ大キ  
ナ人ガ入ツテヤッテ宜シイト考ヘテ居リ

マス、唯組合員ノ中デ一人ガ非常ナ資力ヲ持フテ居ツテ、出資額モ多クテ横暴ヲ

マスカラ、其點ハ法律ノ條文ニ於テ抑ヘタル、即チ法律ノ第十七條「組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ、組合員ノ有スヘキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ増加スルコトヲ得」先づドンナ資本家ガ入りマシテモ、五十口以上ノ出資ハ許サヌ、併シ其人ガ入ル爲ニ非常ニ其工業ガ旨ク行クト云フヤウナ特別ノ事情ガアッテ、皆ガソレヲ認メテ、是非トモアノ人ニ入ツテ貰ハナケレバナラスト云フヤウナ場合ニハ、農商務大臣ガ見マシテ定款ニ定メサセマシテ、ソレニ依ツテ五十口以上ノ出資ヲ許ス、サウスルト非常ナ専權ヲ振ヒハセヌカト云フコトニナル、其専權ヲ抑ヘル爲ニ第二十一條「組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付決權總數ノ十分ノ一ヲ越エサル範圍内ニ於テ出資口數ニ應シ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得」ト致シマシテ、議決權ハ人的標準ヲ主トシテ居リマス、物理的標準ヲ第二ニ置イタノデアリマス、大體平等ト云フノガ原則デアリマシテ、唯定款デ定メマシタ場合ニ於テハ、出資口數ニ於テ二個以上ノ議決權ヲ許ス、併シソレデモ全議決權ノ總數ノ十分ノ一ハ越エサ、又ト云フコトニナリマス、

スルト云フヤウナコトガアッテハ困リヘタル、即チ法律ノ第十七條「組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ、組合員ノ有スヘキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ定

款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ増加スルコトヲ得」先づドンナ資本家ガ入りマシテモ、五十口以上ノ出資ハ許サヌ、併シ其人ガ入ル爲ニ非常ニ其工業ガ旨ク行クト云フヤウナ特別ノ事情ガアッテ、皆ガソレヲ認メテ、是非トモアノ人ニ入ツテ貰ハナケレバナラスト云フヤウナ場合ニハ、農商務大臣ガ見マシテ定款ニ定メサセマシテ、ソレニ依ツテ五十口以上ノ出資ヲ許ス、サウスルト非常ナ専權ヲ振ヒハセヌカト云フコトニナル、其専權ヲ抑ヘル爲ニ第二十一條「組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付決權總數ノ十分ノ一ヲ越エサル範圍内ニ於テ出資口數ニ應シ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得」ト致シマシテ、議決權ハ人的標準ヲ主トシテ居リマス、物理的標準ヲ第二ニ置イタノデアリマス、大體平等ト云フノガ原則デアリマシテ、唯定款デ定メマシタ場合ニ於テハ、出

資口數ニ於テ二個以上ノ議決權ヲ許ス、併シソレデモ全議決權ノ總數ノ十分ノ一ハ越エサ、又ト云フコトニナリマス、

スルト云フヤウナコトガアッテハ困リヘタル、即チ法律ノ第十七條「組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ、組合員ノ有スヘキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ定

款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ増加スルコトヲ得」先づドンナ資本家ガ入りマシテモ、五十口以上ノ出資ハ許サヌ、併シ其人ガ入ル爲ニ非常ニ其工業ガ旨ク行クト云フヤウナ特別ノ事情ガアッテ、皆ガソレヲ認メテ、是非トモアノ人ニ入ツテ貰ハナケレバナラスト云フヤウナ場合ニハ、農商務大臣ガ見マシテ定款ニ定メサセマシテ、ソレニ依ツテ五十口以上ノ出資ヲ許ス、サウスルト非常ナ専權ヲ振ヒハセヌカト云フコトニナル、其専權ヲ抑ヘル爲ニ第二十一條「組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付決權總數ノ十分ノ一ヲ越エサル範圍内ニ於テ出資口數ニ應シ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得」ト致シマシテ、議決權ハ人的標準ヲ主トシテ居リマス、物理的標準ヲ第二ニ置イタノデアリマス、大體平等ト云フノガ原則デアリマシテ、唯定款デ定メマシタ場合ニ於テハ、出

資口數ニ於テ二個以上ノ議決權ヲ許ス、併シソレデモ全議決權ノ總數ノ十分ノ一ハ越エサ、又ト云フコトニナリマス、

スルト云フヤウナコトガアッテハ困リヘタル、即チ法律ノ第十七條「組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ、組合員ノ有スヘキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ定

款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ増加スルコトヲ得」先づドンナ資本家ガ入りマシテモ、五十口以上ノ出資ハ許サヌ、併シ其人ガ入ル爲ニ非常ニ其工業ガ旨ク行クト云フヤウナ特別ノ事情ガアッテ、皆ガソレヲ認メテ、是非トモアノ人ニ入ツテ貰ハナケレバナラスト云フヤウナ場合ニハ、農商務大臣ガ見マシテ定款ニ定メサセマシテ、ソレニ依ツテ五十口以上ノ出資ヲ許ス、サウスルト非常ナ専權ヲ振ヒハセヌカト云フコトニナル、其専權ヲ抑ヘル爲ニ第二十一條「組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付決權總數ノ十分ノ一ヲ越エサル範圍内ニ於テ出資口數ニ應シ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得」ト致シマシテ、議決權ハ人的標準ヲ主トシテ居リマス、物理的標準ヲ第二ニ置イタノデアリマス、大體平等ト云フノガ原則デアリマシテ、唯定款デ定メマシタ場合ニ於テハ、出

資口數ニ於テ二個以上ノ議決權ヲ許ス、併シソレデモ全議決權ノ總數ノ十分ノ一ハ越エサ、又ト云フコトニナリマス、

スルト云フヤウナコトガアッテハ困リヘタル、即チ法律ノ第十七條「組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ、組合員ノ有スヘキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得」先づドンナ資本家ガ入りマシテモ、五十口以上ノ出資ハ許サヌ、併シ其人ガ入ル爲ニ非常ニ其工業ガ旨ク行クト云フヤウナ特別ノ事情ガアッテ、皆ガソレヲ認メテ、是非トモアノ人ニ入ツテ貰ハナケレバナラスト云フヤウナ場合ニハ、農商務大臣ガ見マシテ定款ニ定メサセマシテ、ソレニ依ツテ五十口以上ノ出資ヲ許ス、サウスルト非常ナ専權ヲ振ヒハセヌカト云フコトニナル、其専權ヲ抑ヘル爲ニ第二十一條「組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付決權總數ノ十分ノ一ヲ越エサル範圍内ニ於テ出資口數ニ應シ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得」ト致シマシテ、議決權ハ人的標準ヲ主トシテ居リマス、物理的標準ヲ第二ニ置イタノデアリマス、大體平等ト云フノガ原則デアリマシテ、唯定款デ定メマシタ場合ニ於テハ、出

資口數ニ於テ二個以上ノ議決權ヲ許ス、併シソレデモ全議決權ノ總數ノ十分ノ一ハ越エサ、又ト云フコトニナリマス、

スルト云フヤウナコトガアッテハ困リヘタル、即チ法律ノ第十七條「組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ、組合員ノ有スヘキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得」先づドンナ資本家ガ入りマシテモ、五十口以上ノ出資ハ許サヌ、併シ其人ガ入ル爲ニ非常ニ其工業ガ旨ク行クト云フヤウナ特別ノ事情ガアッテ、皆ガソレヲ認メテ、是非トモアノ人ニ入ツテ貰ハナケレバナラスト云フヤウナ場合ニハ、農商務大臣ガ見マシテ定款ニ定メサセマシテ、ソレニ依ツテ五十口以上ノ出資ヲ許ス、サウスルト非常ナ専權ヲ振ヒハセヌカト云フコトニナル、其専權ヲ抑ヘル爲ニ第二十一條「組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付決權總數ノ十分ノ一ヲ越エサル範圍内ニ於テ出資口數ニ應シ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得」ト致シマシテ、議決權ハ人的標準ヲ主トシテ居リマス、物理的標準ヲ第二ニ置イタノデアリマス、大體平等ト云フノガ原則デアリマシテ、唯定款デ定メマシタ場合ニ於テハ、出

資口數ニ於テ二個以上ノ議決權ヲ許ス、併シソレデモ全議決權ノ總數ノ十分ノ一ハ越エサ、又ト云フコトニナリマス、

スルト云フヤウナコトガアッテハ困リヘタル、即チ法律ノ第十七條「組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ、組合員ノ有スヘキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得」先づドンナ資本家ガ入りマシテモ、五十口以上ノ出資ハ許サヌ、併シ其人ガ入ル爲ニ非常ニ其工業ガ旨ク行クト云フヤウナ特別ノ事情ガアッテ、皆ガソレヲ認メテ、是非トモアノ人ニ入ツテ貰ハナケレバナラスト云フヤウナ場合ニハ、農商務大臣ガ見マシテ定款ニ定メサセマシテ、ソレニ依ツテ五十口以上ノ出資ヲ許ス、サウスルト非常ナ専權ヲ振ヒハセヌカト云フコトニナル、其専權ヲ抑ヘル爲ニ第二十一條「組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付決權總數ノ十分ノ一ヲ越エサル範圍内ニ於テ出資口數ニ應シ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得」ト致シマシテ、議決權ハ人的標準ヲ主トシテ居リマス、物理的標準ヲ第二ニ置イタノデアリマス、大體平等ト云フノガ原則デアリマシテ、唯定款デ定メマシタ場合ニ於テハ、出

資口數ニ於テ二個以上ノ議決權ヲ許ス、併シソレデモ全議決權ノ總數ノ十分ノ一ハ越エサ、又ト云フコトニナリマス、

スルト云フヤウナコトガアッテハ困リヘタル、即チ法律ノ第十七條「組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ、組合員ノ有スヘキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得」先づドンナ資本家ガ入りマシテモ、五十口以上ノ出資ハ許サヌ、併シ其人ガ入ル爲ニ非常ニ其工業ガ旨ク行クト云フヤウナ特別ノ事情ガアッテ、皆ガソレヲ認メテ、是非トモアノ人ニ入ツテ貰ハナケレバナラスト云フヤウナ場合ニハ、農商務大臣ガ見マシテ定款ニ定メサセマシテ、ソレニ依ツテ五十口以上ノ出資ヲ許ス、サウスルト非常ナ専權ヲ振ヒハセヌカト云フコトニナル、其専權ヲ抑ヘル爲ニ第二十一條「組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付決權總數ノ十分ノ一ヲ越エサル範圍内ニ於テ出資口數ニ應シ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得」ト致シマシテ、議決權ハ人的標準ヲ主トシテ居リマス、物理的標準ヲ第二ニ置イタノデアリマス、大體平等ト云フノガ原則デアリマシテ、唯定款デ定メマシタ場合ニ於テハ、出

資口數ニ於テ二個以上ノ議決權ヲ許ス、併シソレデモ全議決權ノ總數ノ十分ノ一ハ越エサ、又ト云フコトニナリマス、

スルト云フノデアリマス、云フ種類ノ工業ニ對シテ組合ヲ組織セシムルト云フコトモ出來

○堤委員 モウ一つ伺ヒマスノハ、財團法人デアリマス關係上當業ノ最モ重要ニシテ密接ナル關係ヲ有スルモノデアリマシテモ出資致シマセヌケレバ

其組合ニ加入スルコトハ出來ズ、隨テ組合員タル資格モ無イ譯デアリマス、一面小工業者ト申シマスノハ、大體ニ

於テ工業家ナドハ甚ダ資本ノ貧弱ナル者デアリマス、然ルニ自分ノ仕事ヲシテアノ人ヲ是非入レヤウト思ヘバ、出

資一口額ヲ少クスルカ、或ハ代ツテ出資テ定メサヘスレバ宜イノデアリマス、

○堤委員 私ハ先程ノ御説明ニ依リマテ居ル其關係ニ於キマシテ、組合ハ最モ濃厚ニシテ重要ナ關係ヲ結ハケレバナラヌモノデアルニ拘ラズ、其出資スル能力ニ於テ缺クル點ガアル、左様ナ者ハ是非入レナケレバナラスト私ハ考

バナラヌモノデアルニ拘ラズ、其出資スル能力ニ於テ缺クル點ガアル、左様ナ者ハ是非入レナケレバナラスト私ハ考

バナラヌモノデアルニ拘ラズ、其出資スル能力ニ於テ缺クル點ガアル、左様ナ者ハ是非入レナケレバナラスト私ハ考

バナラヌモノデアルニ拘ラズ、其出資スル能力ニ於テ缺クル點ガアル、左様ナ者ハ是非入レナケレバナラスト私ハ考

バナラヌモノデアルニ拘ラズ、其出資スル能力ニ於テ缺クル點ガアル、左様ナ者ハ是非入レナケレバナラスト私ハ考

バナラヌモノデアルニ拘ラズ、其出資スル能力ニ於テ缺クル點ガアル、左様ナ者ハ是非入レナケレバナラスト私ハ考

バナラヌモノデアルニ拘ラズ、其出資スル能力ニ於テ缺クル點ガアル、左様ナ者ハ是非入レナケレバナラスト私ハ考

爲サルコトガ出來ナカツカヲ御伺致シタイ

○三土政府委員 我國ノ團體法制ト云フモノハ澤山アリマス、產業組合、漁業組合、畜業組合、或ハ水產組合、色々アリ

マスガ、其經費ヲ全部賦課ニ依ルト云フ時分ハ強制ハ出來マスケレドモ、出資ニ依

テ經濟的行爲ヲスルト云フコトハ主義トシテイカスト思サウ云フ團體法制ニ於キマシテハ強制加入ト云フコトハ主義トシテイカスト思

ヒマス、資力ノ無イ者ガ、強制加入セシメラレテ出資額ヲ一口デモ出サナケレバナラヌト云フコトニナリマスト、非常

バナラヌト云フコトニナリマスト、非常ニ困ル場合ガアリマス、大體ニ於テスル云ウ經濟賦課ノ外ニ出資ヲ認メテ、

バナラヌト云フコトニナリマスト、非常ニ困ル場合ガアリマス、大體ニ於テスル云ウ經濟賦課ノ外ニ出資ヲ認メテ、

強制加入セシムガ爲ニ、組合ニ入ラザルニ於キマシテハ、主義トシテ強制加入

ハ法理上認メラレヌト思ヒマス、併シ

シテ、色ニナ制裁ヲ置ク組合員ニ加ヘル

場合ニドウシテモ強制加入デナケレバ

イカヌ點ガ多イヤウニ考ヘマス、例ヘ

シテ、色ニナ制裁ヲ置ク組合員ニ加ヘル

場合ニドウシテモ強制加入デナケレバ

イカヌ點ガ多イヤウニ考ヘマス、例ヘ

シテ、色ニナ制裁ヲ置ク組合員ニ加ヘル

場合ニドウシテモ強制加入デナケレバ

イカヌ點ガ多イヤウニ考ヘマス、例ヘ

○堤委員 重要物産デアッテサウシテ  
日本ニ經營ノ根據ヲ有ッテ、サウシテ  
私ノ申上ゲタイノハ西伯利ニ關係スル  
ノデアリマスガ、滿洲西伯利ト云フ將  
來日本ノ工業、或ハ其他ノ企業ノ發展  
スペキ、或ハ發展シナケレバナラヌ重  
要ナル地方ニ於テ起ルベキ事業ニ對シ  
テ、法案ノ適用ヲ内地ノ企業ノ延長ト  
認メテ戴クカ、然ラザレバ經營根據、或  
ハ經營者ガ「内地ニ居リマス關係ニ於  
テ、此施行範圍ガ擴マルノデアリマス

カ  
○三土政府委員 ソレハ帝國領土内ノ  
組合事務所ノ所在地デアリマスレバ、  
矢張本法ニ依リテ支配サレル、出テ行ク  
仕事ガ波濤萬里ヲ超エラ仕事ヲシテモ  
構ハヌノデアリマス  
○堤委員 左様致シマスト具體的ニ申  
上ゲマスレバ、ソレハ日本ノ内地デアッ  
カ

○三土政府委員 左様デアリマス  
○一柳委員 堤君等ヨリノ御尋ニモア

リマシタガ、彼ノ重要物産同業組合法  
ト此法案トハ大同小異、稍同ジ法案ノ  
ヤウデアリマスガ、既ニ數回質問應答

ヲ重ねタノデアリマスカラ、政府ノ御  
意思ノ在ル所モ窺ヒ知ルコトモ出來タ  
ノデアリマスガ、私ノ考トスルト此案  
ガ成立シ法律案トナリマシタ曉ニハ、  
殆ド重要物産同業組合法ノ必要ガ無ク  
ナルモノト思ヒマス、然ル場合ニ於テ  
御考デアリマスカ、暫ク其儘其案ヲ御  
トスルノデアリマスカ

○三土政府委員 今マデ數ヘテ居ル重  
要物産ト云フモノハ隨分廣イ範圍デア  
置キニナツテ此案ヲ茲ニ制定セラレン  
トスルノデアリマスカ

○三土政府委員 大體ソレデ宜シウゴ  
ザイマス  
○堤委員 一ツ私ハ重要品ノ金融問題  
ニ對シマシテ御願シテ置キタイ事ガア  
リマス、此輸出品ガ——此品物ガ重要  
輸出品デアルナラバ、輸出スルトキニ  
ノミ限ツテ金融スルト云フコトデナク、  
製造家ノ手ニ既ニ在ル時ニ金融ヲ與ヘ  
ラレテ、其品物ノ聲價ヲ維持サレルヤ

シテ置ク次第デアリマス  
○一柳委員 私ハ本案ニ付テ大體ニ於  
テ居リマスカラ、一二念ノ爲御伺シタ  
イト思ヒマス、此法案ノ中ニ營業稅所  
得稅ヲ免除スルト云フコトガアリマス  
ガ、是ハ工業組合ノミニ對シテハアリ  
マセウカ、又他ノ普通組合モ、同ジク營  
業稅所得稅ヲ免除スルト云フコトデア  
リマスカ

○三土政府委員 左様デアリマス  
○一柳委員 モウ一ツ御尋ヲシテ置キ  
タイ、輸出業者ニ對シテハ、此組合法ニ  
依リテ特別ニ爲替ノ便宜ガ得ラレルト云  
フコトガアリマスルガ、日本ノ中間工  
業者ガ商品トナル輸出スペキ物ヲ製造  
スル製造者ニ對シテハ、何等カ資金金融  
通ノ途ヲ得タイト云フヤウナ希望ガア  
リマスガ、大體申上ゲマスレバ、小工業  
者ハ資本ヲ欲シイノデアリマシテ、其  
間ニ此法案ノ内容ノ中ニ默過サレテア  
リマスガ、直接輸出スル人モアレバ、自  
分ノ製造スル商品ガ何レノ如何ナル方面  
ニ輸出サレルカモ知ラナイ、又如何ナ  
リマスガ、此輸出サレルカモ知ラヌ、  
云フコトガ漸次行ハレルナラバ、其人  
ハ粗製濫造ヲ何ゾ好ンデヤル必要ハナ  
イデアラウト思フ、日本ノ今日ノ貿易  
ノ商標ヲ打ッテ海外ニ販路ヲ求メルト  
云フコトガ漸次行ハレルナラバ、其人  
ノ手ヲ以テ輸出サレル物ガ多イ、彼等  
ハ一種ノ世界的「ブローカー」デアッテ、  
真ニ其商標ヲ貴ビ、其商品ノ信用ヲ博  
サントスルノデハナイノデアル、唯々註  
文先カラ註文ヲ受ケルト、彼等ハ商品  
ヨリ唯々自分ノ懷ロニ利益ガ多ク收マ

テ贊意ヲ表シマスガ、前質問者ノ方ガ、  
私ノ質問セントスル事ハ大略質問サレ  
テ居リマスカラ、一二念ノ爲御伺シタ  
イト思ヒマス、此法案ノ中ニ營業稅所  
得稅ヲ免除スルト云フコトガアリマス  
ガ、是ハ工業組合ノミニ對シテハアリ  
マセウカ、又他ノ普通組合モ、同ジク營  
業稅所得稅ヲ免除スルト云フコトデア  
リマスカ  
○一柳委員 モウ一ツ御尋ヲシテ置キ  
タイ、輸出業者ニ對シテハ、此組合法ニ  
依リテ特別ニ爲替ノ便宜ガ得ラレルト云  
フコトガアリマスルガ、日本ノ中間工  
業者ガ商品トナル輸出スペキ物ヲ製造  
スル製造者ニ對シテハ、何等カ資金金融  
通ノ途ヲ得タイト云フヤウナ希望ガア  
リマスガ、大體申上ゲマスレバ、小工業  
者ハ資本ヲ欲シイノデアリマシテ、其  
間ニ此法案ノ内容ノ中ニ默過サレテア  
リマスガ、直接輸出スル人モアレバ、自  
分ノ製造スル商品ガ何レノ如何ナル方面  
ニ輸出サレルカモ知ラナイ、又如何ナ  
リマスガ、此輸出サレルカモ知ラヌ、  
云フコトガ漸次行ハレルナラバ、其人  
ハ粗製濫造ヲ何ゾ好ンデヤル必要ハナ  
イデアラウト思フ、日本ノ今日ノ貿易  
ノ商標ヲ打ッテ海外ニ販路ヲ求メルト  
云フコトガ漸次行ハレルナラバ、其人  
ノ手ヲ以テ輸出サレル物ガ多イ、彼等  
ハ一種ノ世界的「ブローカー」デアッテ、  
真ニ其商標ヲ貴ビ、其商品ノ信用ヲ博  
サントスルノデハナイノデアル、唯々註  
文先カラ註文ヲ受ケルト、彼等ハ商品  
ヨリ唯々自分ノ懷ロニ利益ガ多ク收マ

ルコトノミ努メテ居ル、其商標、其商品ノ如何ニ拘ラズ、利益ノ多キヲ貴ブノミデアツテ、萬一誤リガアルトスレバ、彼等ハ一向名譽ニ關係シナ、支那人ハ唯、日本ト海外ダケデナク、海外各地ニ行ッテ同ノ營業ヲシテ居ル、殊ニ烈シイノハ西伯利、滿洲、蒙古ノ方ニ掛ケテハ、殆ド日本ノ商品ノ取扱ハレテ居ル大部分ノ物ハ、支那人ノ手ニ依ツテ扱ハレテ居ル、私ガ申上ゲルマデモナク、文化ノ程度ノ高キ國民ハ、品物ノ善惡ヲ判別シテ、價ノ高イ安イニハサウ重キヲ置カヌ、品物ノ良イ物ハ價ノ高イモノデアルト云フコトヲ能ク承知シテ居リマスガ、文化ノ程度ノ低キ國民ハ、品物ノ善惡ヲ判別セズシテ價ノ低イコトヲ望ム傾向ガアルノデアリマス、ソレガ爲ニ商標ヤ商品ノ信用ヲ博サウト云フ考デナクシテ、彼等ハ一時的利益ガ自分ノ懷ニ多ク收マレバ宜イト云フ考ヲ以テ日本ニ來テ輸出ヲスル、ソレガ假ニ日本ノ仲買ノ手ニ註文ガ出ルト、商品ノ善惡ヲ問ハズニ價ノ低イコトヲ望マレルカラ、製造業者ハソレヲ造ル、若シソレヲ甲ガ拒メバ乙、丙、丁ト、何レ仕事ノ無イ時分ノ製造デアルカラ、濫造デアルト云フコトヲ知リツ、製造ヲシテ賣渡ヲスル、斯ウ云フコトガ往々吾々ノ目に見エル、唯茲ニ此組合法が出來テ輸出ノ場合ニ検査スル、組合法ノ規定ニ反カナイヤウニスルコトハ一ツノ

面ニ斯ル弊害ガ伏在シテ居ルト云フコトハ、如何ニシテ之ヲ防ガンカト吾ミ等ハ一向名譽ニ關係シナ、支那人ハ唯、日本ト海外ダケデナク、海外各地ニ行ッテ同ノ營業ヲシテ居ル、殊ニ烈シイノハ西伯利、滿洲、蒙古ノ方ニ掛ケテハ、殆ド日本ノ商品ノ取扱ハレテ居ル大部分ノ物ハ、支那人ノ手ニ依ツテ扱ハレテ居ル、私ガ申上ゲルマデモナク、文化ノ程度ノ高キ國民ハ、品物ノ善惡ヲ判別シテ、價ノ高イ安イニハサウ重キヲ置カヌ、品物ノ良イ物ハ價ノ高イモノデアルト云フコトヲ能ク承知シテ居リマスガ、文化ノ程度ノ低キ國民ハ、品物ノ善惡ヲ判別セズシテ價ノ低イコトヲ望ム傾向ガアルノデアリマス、ソレガ爲ニ商標ヤ商品ノ信用ヲ博サウト云フ考デナクシテ、彼等ハ一時的利益ガ自分ノ懷ニ多ク收マレバ宜イト云フ考ヲ以テ日本ニ來テ輸出ヲスル、ソレガ假ニ日本ノ仲買ノ手ニ註文ガ出ルト、商品ノ善惡ヲ問ハズニ價ノ低イコトヲ望マレルカラ、製造業者ハソレヲ造ル、若シソレヲ甲ガ拒メバ乙、丙、丁ト、何レ仕事ノ無イ時分ノ製造デアルカラ、濫造デアルト云フコトヲ知リツ、製造ヲシテ賣渡ヲスル、斯ウ云フコトガ往々吾々ノ目に見エル、唯茲ニ此組合法が出來テ輸出ノ場合ニ検査スル、組合法ノ規定ニ反カナイヤウニスルコトハ一ツノ

面ニ斯ル弊害ガ伏在シテ居ルト云フコトハ、如何ニシテ之ヲ防ガンカト吾ミ等ハ一向名譽ニ關係シナ、支那人ハ唯、日本ト海外ダケデナク、海外各地ニ行ッテ同ノ營業ヲシテ居ル、殊ニ烈シイノハ西伯利、滿洲、蒙古ノ方ニ掛ケテハ、殆ド日本ノ商品ノ取扱ハレテ居ル、私ガ申上ゲルマデモナク、文化ノ程度ノ高キ國民ハ、品物ノ善惡ヲ判別シテ、價ノ高イ安イニハサウ重キヲ置カヌ、品物ノ良イ物ハ價ノ高イモノデアルト云フコトヲ能ク承知シテ居リマスガ、文化ノ程度ノ低キ國民ハ、品物ノ善惡ヲ判別セズシテ價ノ低イコトヲ望ム傾向ガアルノデアリマス、ソレガ爲ニ商標ヤ商品ノ信用ヲ博サウト云フ考デナクシテ、彼等ハ一時的利益ガ自分ノ懷ニ多ク收マレバ宜イト云フ考ヲ以テ日本ニ來テ輸出ヲスル、ソレガ假ニ日本ノ仲買ノ手ニ註文ガ出ルト、商品ノ善惡ヲ問ハズニ價ノ低イコトヲ望マレルカラ、製造業者ハソレヲ造ル、若シソレヲ甲ガ拒メバ乙、丙、丁ト、何レ仕事ノ無イ時分ノ製造デアルカラ、濫造デアルト云フコトヲ知リツ、製造ヲシテ賣渡ヲスル、斯ウ云フコトガ往々吾々ノ目に見エル、唯茲ニ此組合法が出來テ輸出ノ場合ニ検査スル、組合法ノ規定ニ反カナイヤウニスルコトハ一ツノ

則トシテ成ベク價格ヲ安クシテ優良ナ

○高木委員長 マダ御通告ノ方ガ四名

面ニ斯ル弊害ガ伏在シテ居ルト云フコトハ、如何ニシテ之ヲ防ガンカト吾ミ等ハ一向名譽ニ關係シナ、支那人ハ唯、日本ト海外ダケデナク、海外各地ニ行ッテ同ノ營業ヲシテ居ル、殊ニ烈シイノハ西伯利、滿洲、蒙古ノ方ニ掛ケテハ、殆ド日本ノ商品ノ取扱ハレテ居ル、私ガ申上ゲルマデモナク、文化ノ程度ノ高キ國民ハ、品物ノ善惡ヲ判別シテ、價ノ高イ安イニハサウ重キヲ置カヌ、品物ノ良イ物ハ價ノ高イモノデアルト云フコトヲ能ク承知シテ居リマスガ、文化ノ程度ノ低キ國民ハ、品物ノ善惡ヲ判別セズシテ價ノ低イコトヲ望ム傾向ガアルノデアリマス、ソレガ爲ニ商標ヤ商品ノ信用ヲ博サウト云フ考デナクシテ、彼等ハ一時的利益ガ自分ノ懷ニ多ク收マレバ宜イト云フ考ヲ以テ日本ニ來テ輸出ヲスル、ソレガ假ニ日本ノ仲買ノ手ニ註文ガ出ルト、商品ノ善惡ヲ問ハズニ價ノ低イコトヲ望マレルカラ、製造業者ハソレヲ造ル、若シソレヲ甲ガ拒メバ乙、丙、丁ト、何レ仕事ノ無イ時分ノ製造デアルカラ、濫造デアルト云フコトヲ知リツ、製造ヲシテ賣渡ヲスル、斯ウ云フコトガ往々吾々ノ目に見エル、唯茲ニ此組合法が出來テ輸出ノ場合ニ検査スル、組合法ノ規定ニ反カナイヤウニスルコトハ一ツノ

則トシテ成ベク價格ヲ安クシテ優良ナ

○高木委員長 マダ御通告ノ方ガ四名